

三過失を離れたるものを語善といひ、此の三過失を離れざるものを言失といふなり、第五知因とは第三第四の言語に關する規則に次ぎ、此に思想に關する法規を出したるものなり、(第三節の(一)因の語義(八四頁) (二)因の體(八七頁)參照) 因に二種あり、一には生因、二には了因なり、生因は立者に屬し、了因は敵者に屬す、而して其因の正否を判定するに、四種の方法を設く、一には現量に順するか否、二には比量に應ずるか否、三には正當の譬喩あるか否、四には其聖教の典據あるか否、現量比量譬喩量及び聖教量の四なり、是なり第六應時語とは、敵者に對し、其悟了を易からしめんがために、説明の順序正當を得るをいふなり、第七似因とは、現量に合せず、比重に應ぜず、譬喩に乖き、聖教に違ふが如き、因を名づくるなり、所謂僞因なり、第八隨語難とは、似因の如き立論なれば、言語に隨ひ、種々の過難を招き、到底其論の成立を見るべからず、此に於て第八の過難を出せり、以上八種の條件中につきて、前六は能立に屬すべく、後二は能破に屬して解すべきを知るべし、

已上は龍樹『方便心論』の一端を示したるものにして、龍樹も亦佛教の因明學系統中、脱すべからざる人なることを知るに足るべし、其後彌勒、無着等の因明論につきては、『瑜伽』、『顯揚』、『對法』等の諸論に之を述べたれども、其の八能立のことは前に既に述べたるが故に、今は總べて之を畧す、

因に記す、因明の足目に起りしことは、前に述べたる如くなるが、足目は原語アグシヤバーダといひ、具さには、目足了は即ち尼耶也學派にして、今日我國に傳はる所によれば、足目の因明としては、彼の九句因の法、及び十四過類等に過ぎず、九句因のことは、前に屢述べたるところにして、立論の正否を辨別する方法なれば、これ能立の辨別なり、十四過類は能破の過誤を辨別する法にして、敵者の立論に對して、辨駁を試みんとするや、其駁論の不正につき、十四の類別を分ちたるものなり、其名目左の如し、

- 第一 同法相似過類
- 第二 異法相似過類
- 第三 分別相似過類
- 第四 無異相似過類
- 第五 可得相似過類

- 第六 猶豫相似過類
- 第七 義准相似過類
- 第八 至非至相似過類
- 第九 無因相似過類
- 第十 無說相似過類
- 第十一 無生相似過類
- 第十二 所作相似過類
- 第十三 生過相似過類
- 第十四 常住相似過類

此の十四過類のこと、なほ過失論に至りて更に之を畧述すべければ、今は之をいはず、而して足目以後、尼耶也學派なるものは、如何なる發達をなし、立量の狀は如何にありしか、其他の諸學派に及ぼしたる影響は如何、其詳細は今日より得て知るべからざるもの多し、現今西洋の東洋學者が、尼耶也の立量として傳ふるところによれば、古因明の五分作法と、甚だ大なる相違なきに、庶幾き者の如し、但しこ

れ果して尼耶也學派の一般に、古來傳ふるところなるや、或は後代に至りて變化したるものなるや、若くは佛敎派の因明と相影響し、若くは混淆したるものにあらざるや、疑なきにあらず、尼耶也の五分は、一例を擧ぐれば左の如し、

宗(命題)……………此の小山には火あるべし

因(理由)……………何となれば煙を出すか故に

喻(大前提)……………凡そ煙を出すものは火あり竈爐等の如し

理由の適用(小前提)……………此の山は煙を出す

斷案……………故に此の小山には火あり、

之を『如實論』の五分に比すれば、其の甚だ違はざるを見るに足るべし、左の如し、

宗 聲は無常なるべし

因 何を以ての故に、因によりて生ずるが故に

喻 若し因によりて生ずるものは此の物無常なり、譬へば瓦器の因によりて生ずるが故に無常なるが如し

合 聲も亦此くの如し

結 是の故に聲は無常なり

又、尼耶也には、同喩によりて推論するものと、不同喩によりて推論するものと
の二種の別ありといへり、譬へば左の如し、

(同喩によるもの)

聲は無常なるべし

如何となれば所作性なるが故に

凡そ所作性なるものは無常なり瓶等の如し

聲は是の如く所作性なり

故に聲は無常なり

(異喩によるもの)

聲は無常なるべし

如何となれば所作性なるが故に

凡そ所作性なるものは常住なり靈魂等の如し

然るに聲は是の如く不所作性にあらず

故に聲は無常なり

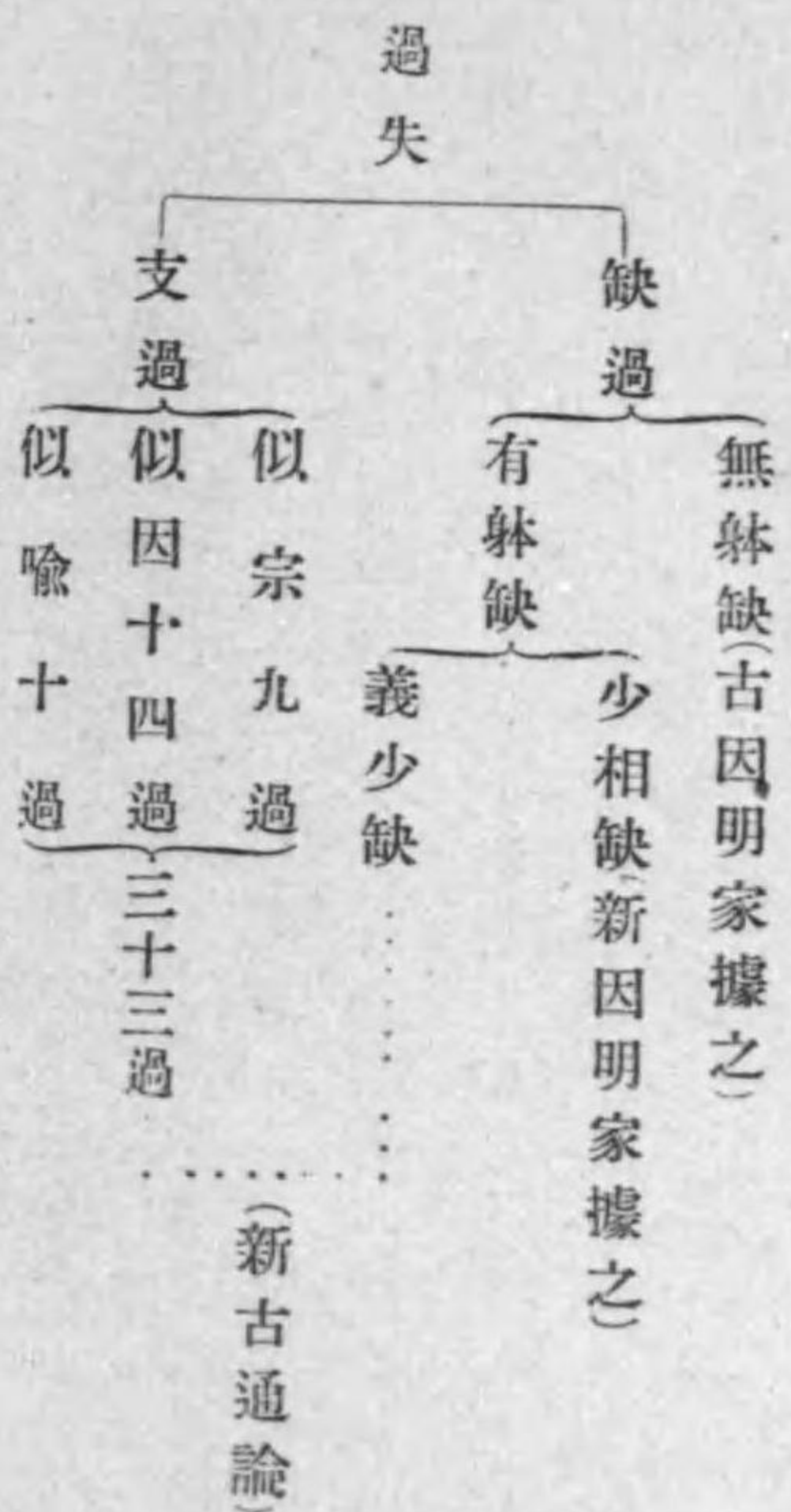
以て尼耶の立場の一斑を知るべし(尼耶也とは推論の義なりといふ)

以上述べ來りしところにて、眞能立に關する必要の大部門は既に其大要を畧述
し終れり、故に以下章を轉じて、似能立の大部門に入るべし、

第二章 似能立

第一節 總論(過失の分類)

似能立とは、眞能立に對するものにして、能立に似て實は能立にあらず、即ち偽能
立と稱すべきものなり、而して其偽能立、即ち似能立と呼ばるゝ所以のものは、其能
立とするところに、能立たるべき性質上必要の條件を缺くによるものにして、其過
失を大分すれば、缺過、支過となり、缺過の中につきて、又無躰缺、有躰缺の二となる、支
過はまた卅三種に小分さるべく、これ即ち三十三過と稱するものなり、之を圖表す
れば左の如し、



右の中、缺過と支過との大分につきていはんに、之を古因明に就て論ずるに、其三
支全躰の言論上に缺失あるがため、悟他の結果を見ること能はざるもの、之を缺過
といふ(無躰缺例へば宗あるも因なく或は因あるも喩なきがため、敵者をして、成立
の意を悟了せしむること能はざるが如きものは是なり、又其三支全躰の上より見る
に、缺乏過失なきが如くなるも、其支々各別の上より見れば、又種々の過失あり、自論
を成立すること能はざるもの、之を支過といふ例へば宗を立すれば、宗の言に過失
あり、因を陳ぶれば、因の言に過失あり、喩を擧ぐれば、喩に過失あるが如き是なり

れなり、

又之を新因明に就て言はんか、陳那以後は無躰缺を取らず、總べて因明は多言能
立にして、重きを言語の上に置くものなるが故に、有過無過の論は、言語ありて後に
發すべきものにして、未だ言論の發表あらざるに、有過無過の議あるべからずと定
めたり、故に新因明にありては、缺過支過、共に之を發言以後に論ずるものにして、古
因明の缺過に簡びて之を有躰缺といふなり、

されば新因明にありて、缺過をいふや、先づ論式を能立、所立の二となし、能立の一
方に就きて、缺點過失をいふものを缺過と名けたり、而して其能立につきて、缺過を
論ずるに、言の三支によると義の三相によるとの別あり、其言の三支門によるをば
義少缺といひ、其義の三相門によるをば少相缺といふ、「大疏」に云く、「有躰缺者復有、
二種、一者以因三相而爲能立、雖說因三相、少相名、闕二者、因一喩二三爲能立、雖說其躰、
義少名、闕」と是なり、

少相缺とは、眞正の能立にありては、必ず三相を具備せざるべからざるは既に展
述べたるところの如くなるが、中に就きて、三相の一相若くは二相、或は三相を缺く

もの是れ即ち少相缺なり、義少缺とは、凡て因に陳ぶるところにありては、宗の宗依前陳に固有せる事件ならざるべからざるを規則とするも、若し因の言に此義を缺少し、又同喩は因に類同すると、後陳宗依に類同するとの二條件を具せざるべからずとするも、若し陳ぶるところの同喩に此義を缺き、又異喩は宗に別異なると、因に別異なるとの二條件を具せざるべからずとするも、若し陳ぶるところの喩に、此の義を缺く等のことあらば、是れ即ち義少缺なり、即ち義少缺とは、同異の二喩を總合して、二喩の體は即ち因なりと見做して、三相の具缺を論ずるに同じからず、因と同喩と、異喩の三支、各別に就きて、義理の具缺を論ずるものなることを知るべし。

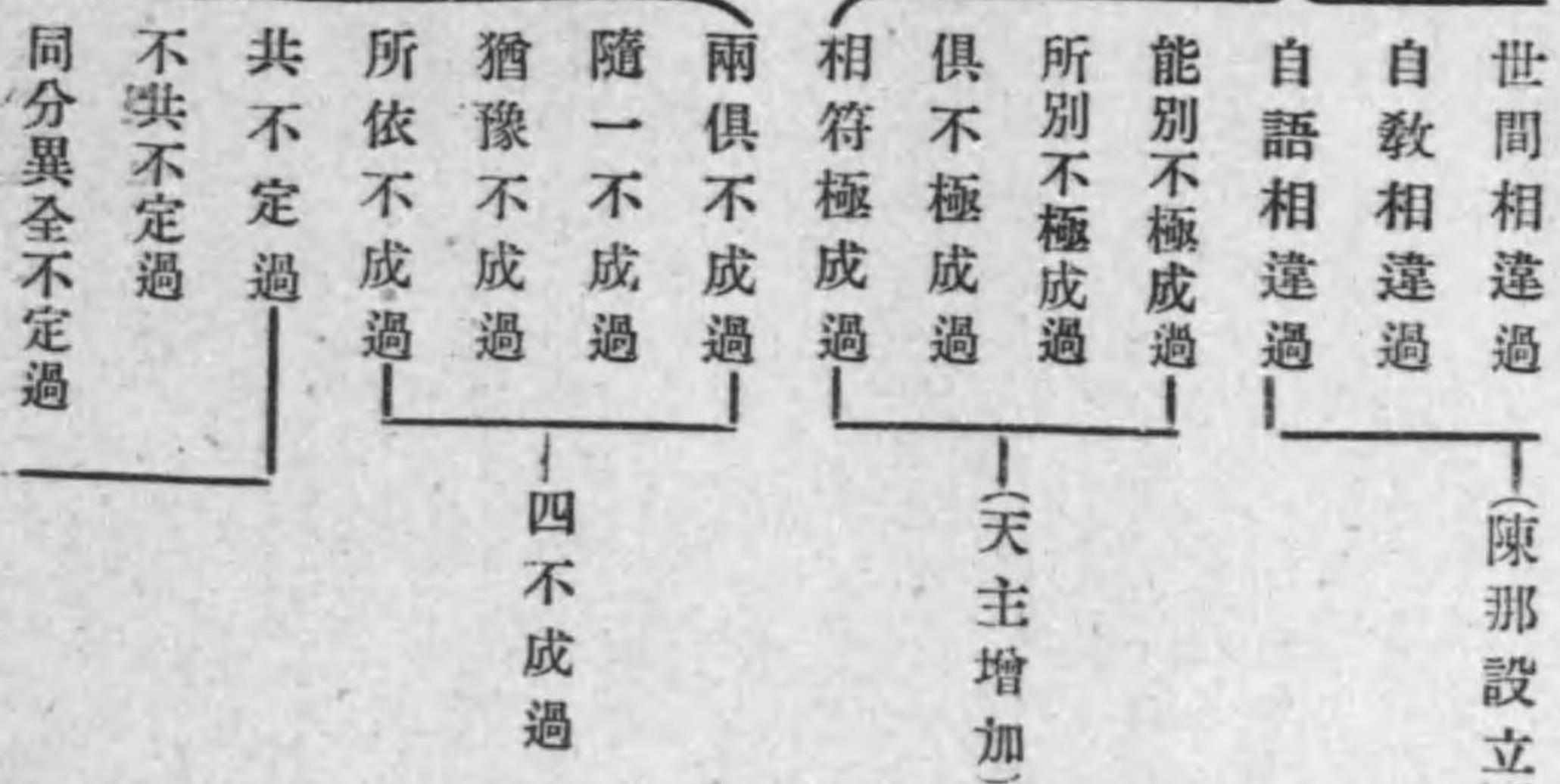
然れども、義少缺は支過の全く外なるものにあらず、支過中の一部分これ義少缺なりといふべし、何となれば支過も言の三支門につきていふものにして、義少缺も亦言の三支門につきての過失なればなり、前圖三十三過と義少缺との間に點線を施すものは之を表す、但し義少缺は支過中の一部分なるが故に、總べての支過皆義少缺なるにはあらず、なるとなれば、支過は能立所立の三支、各別につき、其の過失をいふものにして、義少缺は、唯能立の一方につきて、因を宗に望めたる義理の缺失と、

同喩を因と宗とに望めたる義理の缺失と、異喩を宗と因とに望めたる義理の缺失とを論ずるものなればなり、而して以上の過失中にありて、似能立中、特に重きを置きて専ら論述するところのものは、支過即ち卅三過にありとす。

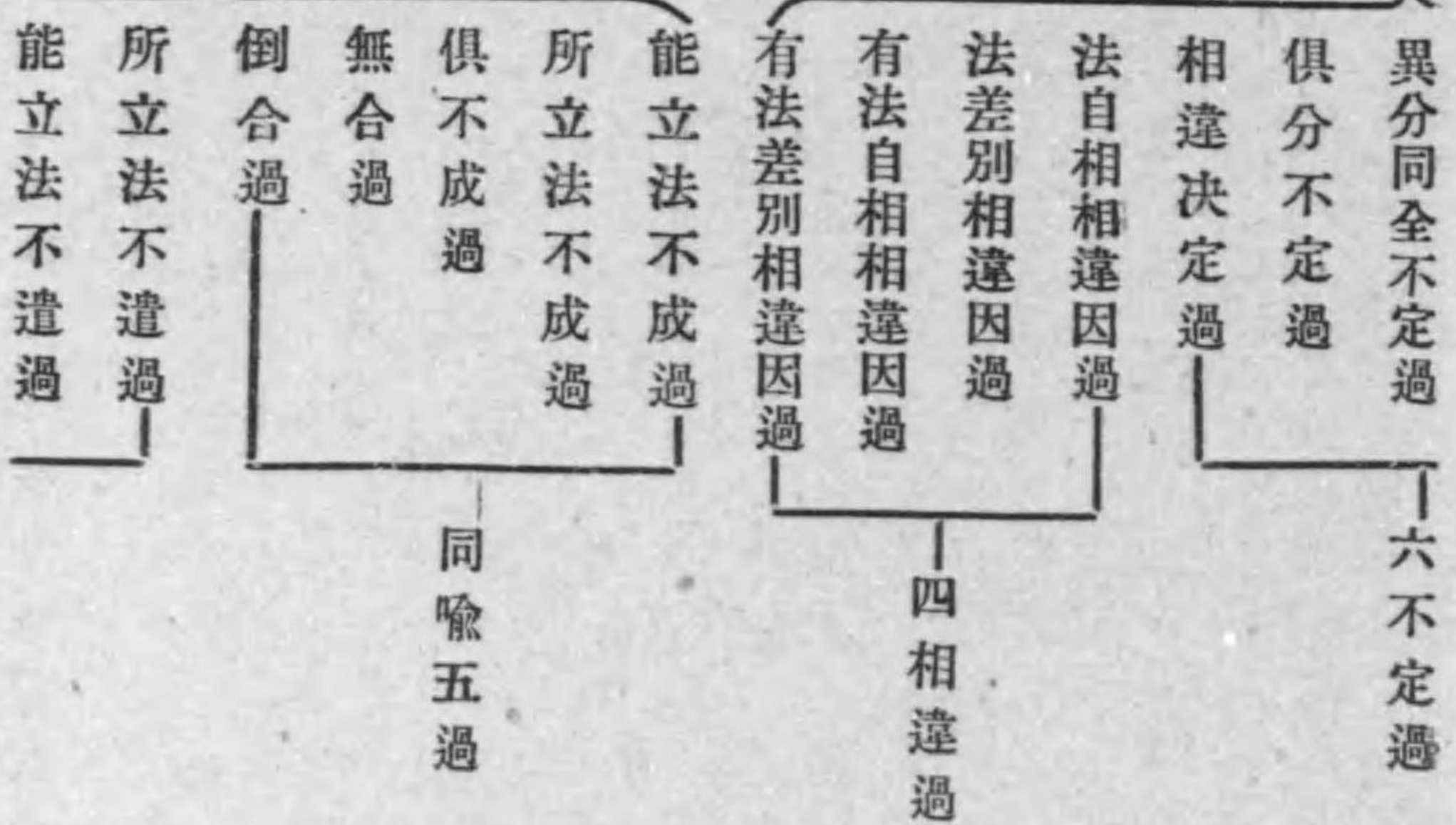
『入正理論』に云く、雖樂成立、由與現量等相違、故名似立宗、謂現量相違、比量相違、自教相違、世間相違、自語相違、能別不極成、所別不極成、俱不極成、相符極成と、これ似宗の九過なり、又た似因の十四過を擧げて云く、不成、不定、及與相違、是名似因、不成、有四、一、兩俱不成、二、隨一不成、三、猶豫不成、四、所依不成と、又云く、不定、有六、一、共、二、不共、三、同品一分轉異品遍轉、四、異品一分轉同品遍轉、五、俱品一分轉、六、相違決定と、又云く、相違、有四、謂、法自相相違、因、法差別相違、因、有法自相相違、因、有法差別相違、因と、以上十四過なり、次ぎに似喩の十過とは云く、似同法喩、有五種、一、能立法不成、二、所立法不成、三、俱不成、四、無合、五、倒合、似異法喩、亦有五種、一、所立不遣、二、能立不遣、三、俱不遣、四、不離、五、倒離と、以上を三十三過とす、今一目瞭然の便を得せしめんが爲に、圖示すると左の如し、

現量相違過
比量相違過

似宗九過



似因十四過



俱不遣過	└異喩五過
不離過	
倒離過	

第二節 宗の過失

(一) 現量相違

凡そ宗の過失には、前に述べたるが如く、總べて九種に分れたり、中に於て、前五は『理門論』に出でたるところにて、陳那の既に明にしたる所後の四種は、『入正理論』に出でたる天主論主の加へしところとす、以下先づ第一現量相違より之を畧説すべし、現量相違の論式とは、

宗 蛇には足あるべし

因 能く歩行するが故に

喩 人類獸類の如し

といひ或は、

喩 獸類は凡て兩足あるべし

因 能く歩行するが故に

喩 譬へば吾人人類の如し

といふの類なり、

此の推論の誤れることは敢て論議を要せずして明瞭なることにて、而して其の最も明瞭なるは宗に立するところの事實の、現見の事實と相反する點にあり、即ち蛇には兩足ありて歩行するにあらず、獸類も亦二足のみによりて歩行するにあらざるは、推論を要せざる現在事實の之を反證するあるを見る、是くの如きは之を現量相違といふ、

是の故に宗の現量相違とは、論式を組織して、其の推論するを俟たず、先づ宗に立するところの事實の、直ちに現見の事實に反して、明々白々たるものあるとき、之を現量相違の立量とす、蓋し現見の事實に相違する立量を成ぜずとするは、これ暴論にして、固より嚴肅なる論壇に成立すべきことにあらざるは、勿論のことなればなり、『入正理論』には、其の一例として、聲は所聞にあらざるべしとの命題を出したり、

即ち現量相違者、如說聲非所聞、是れなり、「大疏」には之を説きて、現量體者立敵親證法、自相智、以相成宗本符智境、立宗已乖正智、令那智得會真耳、爲現體、彼此極成聲爲現得、本來共許、今隨何宗所立、但言聲非所聞、便違立敵證智、故名現量相違、と。

之を要するに、現量の相違とは、畢竟現見の事實に反するの謂なり、但し古來其の現見の事實といふにつきて種々の説明を施せるものあり、敢て要用なるにあらざれども、今試みに其の一斑を示さば、現量とは智識の推論を藉らずして、五識の認識する事物の真相なり、五識とは眼耳鼻舌身、但し第六識（即ち意識）に至りては、現量非現量の二種ありて、五俱の意識の如きはこれ現量なるものなりとするなり、定中の意識のことあれども今は畧す、凡そ意識には五俱の意識獨頭の意識といふことあり、五俱の意識とは、五識と同時に起りて、事物を了知する意識にして、例へば聲を聞きて、耳識と共に意識之に加はりて、其の音響を認識するが如き是なり、獨頭の意識とは、五識に關係せず、意識獨り胸間に湧起して、思量分別するが如き意識作用を指す、而して此の五俱の智識の如きは、五識と共に之を現量とするなり、但し嚴密の意義にていへば、五識は外界の事物を感覺するものにて、これ固より現量なりといへ

ども、五識より進んで意識に入るに及びては、意識が之を聲なり、色なりと認識する迄には、必ず多少の推理によらざるべからざるものなれば、之れを現量といふこと能はず、乃ち性相學の上よりいはば、此くの如きは未だ現量と許すべからざるに似たれども、（即ち比量といふべし）因明にありては、敢て斯くの如き心理上の作用に重きを置くものにあらざるが故、五識と同一に外物を認識する意識をば、總べて之を現量に屬するなり。

されば、聲は耳の所聞にあらざるべしといへる場合に於ては、事物の當相を認識するものは、即ち耳識と俱に起るところの第六識にして、之を現量智と名くるなり、「大疏」に、立敵親しく法の自相を證する智なりといふものは是なり、而して其の現量と名くるものには、總べて三義を具すべきものとす、三義とは、

- (一) 非猶豫
- (二) 非顛倒
- (三) 非重緣

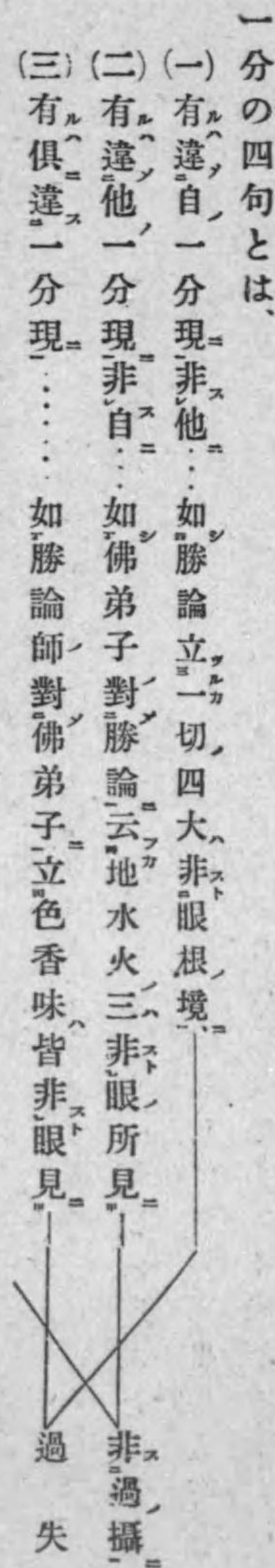
是なり、先づ(一)非猶豫とは、如何といふに、吾人の六識作用が外界の事物に接して、

直ちに識得し得るの義にして、猶豫不決のものにあらず、推度思考を用ひずして明瞭なる事實なりとす、これ現量には必ず具すべき一要件なることは、言を費やすを要せざるべし、(二)に非顛倒とは、假令非猶豫の事實なりといへども、其の認得したるところの事實に相應せず、顛倒所謂誤認なるときは、名けて之を眞の現量といふこと能はず、例へば人の暗夜に樹影を認めて怪物なりと誤ることあらんか、これ非猶豫の事實にして、六識の認得したる現見の事實たるは明なりといへども、其の所見は顛倒なるが故に、之を現量と名くべからざるが如し、(三)に非重縁とは、重縁ならざるの義にして、重縁とは一事實より他の事實を推度するの意なり、例へば先づ烟を見(一縁而して後、之より火あるべしと推論する(重縁が如き是なり、此の如きは呼びて比量といふべく、名けて現量といふこと能はざるなり、之を現量には非重縁を要すといふ、以上の三件を具して、始めて之を現量と名くるを得るものなりとす、

此の如く現量は三要件を具すべきものなるが、今、聲は所聞性なりといふは、誰人も疑はざる現量得なるは言ふまでもなし、故に「大疏」に「聲爲現得本來共許」とはいふなり、然るに今、聲は所聞性にあらずといは、此現見の事實に違し、立敵の證智に

背くべし、之を又、今、隨、何、宗、所、立、但、言、聲、非、所、聞、便、違、立、敵、證、智、といふ、其の立敵の證智とは、即ち現量智にして、現量體者立敵親證法自相智といふものは是なり、此の現量智の認識するところの法の自相は、即ち現量得なり、これ疑ふべからざる明白の事實なるが故に、以相成宗本符智境立宗已乖正智令智那得會眞とはいふなり、然るに此の現量相違につきて、「大疏」には全分の四句、一分の四句を立てたり、全分の四句とは、

- (一) 有違自現非他 …… 如勝論師對大乘云同異大有非五根得
- (二) 有違他現非自 …… 如佛弟子對勝論云覺樂欲嗔非我現境
- (三) 有違共現 …… 如說聲非所聞
- (四) 有俱不違 …… 如說聲是無常



(四) 有俱不違一分……如佛弟子對勝論云、自性我體、皆轉變無常。全分四句の一に擧げたる例は、同異は眼觸の所取と大有(一切根の所取)とは、勝論にありてはともに現量得と許す所なり、故に若し勝論師にして自ら同異と大有とは五根得にあらざるべしといはゞ、これ自の現量相違といはざるべからず、但し此の例は、又自敎相違、或は相符極成、他隨一不成、所依不成等の過失もあれども、今は單に現量相違にのみつきていふ、故に「大疏」には、雖此亦有違敎相符、今者但彰違於現量といへり、又勝論は覺樂欲嗔は我の現得なりといふ、然るに佛弟子は我の存在を信ぜざるものなるが故に、我の現得にあらざると主張す、これ他の現量に違するものなり、これ二の例なり、三は聲は所聞にあらざる例にて、自他何人も現量に相違すと認むるものなり(但しこれ亦自敎相違、世間相違等の過失をも有せりとす)四は聲は無常の立敵同許の完全なるものなり、次に一分の例を明さば、勝論にては地水火風四大の中に於て、風大及び三大の極微は眼根得にあらざり、三大の塵(極微以上は眼見得とするなり、然るに勝論自ら一切の四大悉く眼見得にあらざるといはゞ、これ風大及び三大極微には通ずれとも、三塵に通ぜず、故に一分、自の現量に相違するもの

とす、これ一なり、これ亦違敎等の失もあり、準前文に云く、彼說風大及三極微、非眼根得、三塵可得、今說一切違自一分と、次に佛弟子若し勝論師に對して、地水火の三は眼の所見にあらざるべしといはゞ、前の理によりて、塵の三は眼所見なるが故、他の一分現量に相違すべし、これ二なり、又勝論師の佛弟子に對して、色香味は皆眼見にあらざると立すとせんか、色香味の中、色の眼見なることは立敵共に知る、又香味の眼見にあらざること立敵共に知る、故に此の宗は立敵兩者の上に、俱に一分の現量相違を犯せるものとす(但しこれ亦自敎、世間相符の過失をも犯せり)これ三なり、次に第四は、自性我體は勝論の所立にして、常住なるものと説く、今佛徒の、自性我體の存在を許さざるものにして、而して今彼を難じて、自性我體は轉變無常なりといふ、これ全く敵者の許さざる所なれども、斯は唯現量に相違せざるの點のみを取りて例となしたるものに過ぎず、「瑞源記」に云く、問、是全不違、全分現量に相違せず、何ぞ一分の例とするや、答、雖全不違、亦得言俱不違一分、以全分故也と、

以上一分全分の四句中、他の現量に違ふものは過失にあらず、何となれば、立者は固より敵者に反對して立量するものなればなり、違他順自、又自他の現量に相違せ

ざるものも、亦固より過失にあらず、唯自の現量に違すると、自他兩者の現量に違するものを以て過失と定めたり、「大疏」に云く、此二四句中、違他及俱不違、並非過攝、立宗本欲違害他、故違他非過、况俱不違、違自及共、皆是過收、現比量等立義之具、今既違之、無所准憑、依何立義」と、蓋し自己の義を主張せんと欲せば、自己の標準とするところなかるべからず、然るに既に自己の現量に違して立論せんと欲するあらば、其の言は准憑なく、其の論は定見なけん、これ自及び共の現量に反するものは、總て一分全分共に之を取らざる所以なり、

(二) 比量相違

現量は現見の事實なるが故に、極めて確實なるが如しといへども、其の範圍頗る狹隘にして、且つ甚だ誤認の失に陥ること多し、例へば繩を認めて蛇となすものゝ如し、若し現量のみによるときは、繩は終に蛇なりと断定せられて、其の真相を知らるゝの期あるべからず、されば事物の真相は決して現量智に限るものにあらず、能く比量智によりて、比較計度し、推論して、事物の自相を明かにすることを得、加之、比量智は現量智の如く、現見の事物のみに其の範圍を止めず、これより他の事實を斷

定することを得るが故に、其の範圍はなほ廣きことを知るに足るべし、されば繩を認めて蛇なりといひしものを、再び比量智により、種々の點より考察して、其の繩なりしことを断定せば、これ或は現量相違の過失に陥るを免れず、然れども、其の實現量の顛倒の認識なりし以上は、其の現量は眞の現量にあらずるが故、是れ即ち現量相違にあらずといひて固より不可なることなし、斯る場合に於ては、特に簡別語を加へて之を明にするも可なるべし、例へば現量の上にては、蛇なりと認めたるものも、實は蛇にあらずして繩なりといふが如し、此の實はの二字を以て、現量の誤認を表し、比量の現量相違にあらずることを示すに足るなり、

比量相違とは、他語にていはゞ、なほ論理上の矛盾といふに同じかるべし、假令第一の現量相違の過失なきも、若し正當なる論理思想の上に矛盾せるものあるときは、名けて之を比量相違とするなり、今一例を擧ぐれば、

吾父母は死せざるべし(宗)

といふが如し、此の如きは、父母のなほ生存せるものとせば、固より現量に相違せるものとはいふべからず、然れども、凡て人は死す、吾父母は人なり、故に吾父母は死

すべし」といへる、當然の論理思想に矛盾せり、故に之を比量相違の過失ある宗といふなり、「入正理論」には、比量相違者、如說瓶等是常といへり。

今聲は常なるべしといはゞ所作性なるが故にといへる因に相違すべし、何となれば、所作性なるものは、必ず無常なるものなればなり、既に所作性なるものは無常なりとすれば、今聲は常なるべしといふは、これ論理推論の矛盾といはざるべからず、されば立者にして、聲は無常なるべしといふときは、之れを聞くところの敵者は、忽ちに立者と相違の智を起して、否な聲は無常なりとの念勃然として湧起せん、これ即ち比量相違と名くるところなり。

されば、比量の體は何ぞといはゞ證敵者の智是なりといふなり、即ち證敵者が立論の言を聞き起す所の智、これ比量の體なり、故に「大疏」に云く、比量體者、謂證敵者、籍立論主能立衆相（相ナリ）而觀義智、宗因相順他智順生、宗既違、因他智返起、故所立宗名比量相違と、例へば所作性なる因より、無常なりとの宗を出さば、これ宗因相順にして、敵者亦聞いて之を首肯すべし、これ他智順生なり、然るに之に反して、所作性の因により、常なりとの宗を成せんとせば、これ宗因に違するものにして、敵者聞

いて忽ち之に反すべし、これ他智返起なり、他智返起するが故に、比量相違と名く、「大疏」に、故に解して云く、彼此共悉瓶所作性性決定無常、今立爲常、既違、因令義乖返、故他智異生、由此宗過名比量相違と。

然らば此の比量相違なるものは、宗の所立の因に相違するところのみをいふか、將た比量智に相違するをもいふか、比量智とは、所謂敵者の立者の言を開きて其の義を觀する智なり、勿論立者の智も、比量智には相違なきも、因明の立論は、敵者の比量智を起すを目的とするものなれば、立者の比量智は之を措き、比量智とは敵者の比量智を指すこととするなり、これ疑問なり、蓋し聲は常なるべしとの立宗は、既に因に相違することは前に述べたるが如くなるが、これ亦比量智に相違するの義をも有せりといふべし、何となれば前に述べたるが如く、既に宗に立するところ、因に相違せるが故に、敵智順生せずして返起すればなり、若し聲は無常なりといはゞ、敵者直ちに之を領するものは、比量智に順するものなり、然るに今聲は常なりといふときは、敵者直ちに立者の豫期したるところに反して、否な聲は常にあらずといふ所以のものは、即ち比量智に相違するものなりといふことをいふべし、但し此の義

によるときは、聲は常なるべしといふも、未だ所作性なるが故にと、因を述べざる前のことなれば、敵の比量の智未だ起らざる以前故に、所謂比量智に相違すとの意は、因を述べて後、比量智に相違すといふとは多少の差異あるを知るべし。

然るに此の比量相違につきて、古來、前の宗が後の因に違するの過失なるか、將た後の宗が、前の因に違するの過失なるかにつきて、論争を生ぜることあり、之につきて、『瑞源記』に三説を擧げたり。

- (一) 謂、比量相違、是後宗違於前因過……三修等の義
- (二) 、 、 、 、 、 此即前宗違後因過……賢應等の義
- (三) 有違能違因、或亦有違本極成因……有說

三修とは東大寺の沙門にして宗叡の門人なり、因明を明詮（音）に學ぶといふ、又賢應は元興寺の沙門にて、又明詮より因明を稟く、此の二人は盛に前因後宗、前宗後因の義を戦はして、柄鑿相決せざること月餘に及び終に一定すること能はざりしといふ、三修の義は、所謂後宗前因にして、聲は常なるべしとの宗は立敵の間に極成の本有の因なる、所作性に相違するものなりといふなり、又賢應の義は、前宗後因にし

て敵者能違の量を作りて、此の因に相違するが故に、比量相違といふとなり、『瑞源記』に云く、此師三修意云、立者邪宗謂之後宗、然未待敵者作能違量、已違本極成因、以本有因、故云前因、故疏上文云、比量相違、彼但舉宗已違、因訖、又義範云、但舉宗云、瓶等是常、即已違於所作、因訖、故是宗過、と、又賢應の義を解して云く、故纂主云、謂立前宗違正量、因由自共、因正故等、又義斷云、爲正量違故等云々と、次ぎに第三義は折衷和合の説にして、『瑞源記』の文は下の如し、三者有義謂、既言宗違、因過、不可必執其前後、何者比量相違、寬故通、二有違能違、因、或亦有違本極成、因、不可偏取、と、三松隆光等の諸大徳は、大に三修の義を駁して、賢應の義を取れりといへども、其の實二者を兼ねるものなりといふ、而かも第二説を以て古來最も穩當なる説となすことなり、之を要するに、其理は凡て直覺的の實驗のみによりて知らるべきにあらず、實驗の範圍は極めて狹隘なるものにして、吾人は實驗の事實よりして、實驗以外の他の事實を推演するの力を有し、以て實驗以外に於て、亦其理を決定するの能力を有するものなり、然れども、若し此の能力にして、誤謬の運用をなすことあらば、其の決定したる真理は、真理にあらずして、實は非理なるものとなるべし、其の誤謬の推演こ

れ即ち比量相違なりとす、

此の比量相違につきて、又現量相違に於けるが如く、『大疏』には全分一分の四句分別をなせり、要なきに似たりといへども、其の一斑を知らしめんがために大略を此に述べべし、

全四句

- (一) 有_レ違_レ自_レ比_レ非_レ他_レ………如_レ勝_レ論_レ立_レ和_レ合_レ句_レ義_レ非_レ實_レ有_レ體_レ
- (二) 有_レ違_レ他_レ比_レ非_レ自_レ………如_レ小_レ乘_レ者_レ對_レ大_レ乘_レ立_レ第_レ七_レ未_レ那_レ定_レ非_レ實_レ有_レ
- (三) 有_レ違_レ共_レ比_レ………如_レ立_レ瓶_レ常_レ
- (四) 有_レ不_レ違_レ共_レ比_レ(略)

一分四句

- (一) 有_レ違_レ自_レ一分_レ比_レ非_レ他_レ………如_レ勝_レ論_レ師_レ對_レ佛_レ法_レ云_レ我_レ六_レ句_レ義_レ皆_レ非_レ實_レ有_レ
- (二) 有_レ違_レ他_レ一分_レ比_レ非_レ自_レ………如_レ大_レ乘_レ者_レ對_レ一_レ切_レ有_レ說_レ十_レ色_レ處_レ定_レ非_レ實_レ有_レ
- (三) 有_レ違_レ共_レ一分_レ比_レ………如_レ明_レ論_レ師_レ對_レ佛_レ法_レ者_レ說_レ一_レ切_レ聲_レ是_レ常_レ
- (四) 有_レ不_レ違_レ共_レ一分_レ比_レ(略)

全分の例については、勝論は比量によりて和合句義の實有を主張するものなり、故に一の例とす、又末那識は第六意識の所依なり、意識を發するによりて七識

實有と比知す、(但し佛は現量に有と知る故に、比知は佛を除きて以外なり)故に二の例あり、三四は言ふに及ばず、次に一分の例につきていはゞ、勝論の六句中、前五は現量の所得にして、和合の一句は比量して知る、(但し總括していふなり)故に一の例あり、一切有とは薩婆多の有部宗なり、有部宗に對して、大乘徒十色處は實有にあらざといはゞ、これ自の一分比量に相違す、何となれば大乘法は五塵色聲香味觸は現量得と許せども、五識は比量知とすればなり、これ二の例なり、明論(即吠陀なり)にては、常の聲を説く、(但しこれ佛法にては其の有を許さず)而して其の明論の聲の他は、無常の聲なりといふ、故に明論師にして、一切の聲常なりといはゞ、一分共比に違するなり、(即ち明論以外の聲をも常といふは、自の一分に違す)又佛教は常の聲の存在を許さず、無常の聲の存在を許す、これ他の一分に違はずといふなり、これ三の例なり、(或は第三例は他全自一ともいふべし、何となれば自には固より一分なれども、佛法は全然聲は無常なりとするものなるに、之に對して聲は常なりと主張するものなればなり、故に『大疏』にも、或是他全自宗一分といへり、)

三 世間相違

世間相違とは、世間一般に信ずるところと反するの謂なり、例へば、人は萬物の靈長なりといふは、通常の所信なるに、更に人より高尚の生物ありといはゞ、これ世間相違なり、又地球の圓形なること、地球に引力あること、若くは地動説の如きは、今日世間一般に信ずるところなるに、之に反對するときは、また世間相違の過失を免れざるべし、『入正理論』には、世間相違者、如説懷兔非月有故、又如説言人頂骨淨衆生分故猶如螺貝（ナルカニホシ）といへり、『大疏』には之によりて左の如き立量をなせり、

宗 懷兔は月にあらざるべし

因 蚌あるを以ての故に

喻 猶ほ日星等の如し

又第二例は左の如し、

宗 人の頂骨は淨なるべし

因 衆生の分なるが故に

喻 猶ほ螺貝の如し

懷兔は月なりといひ、人の頂骨は不淨なりとは、印度當時一般人の信じたる所な

りしと見ゆ、故に此の例あり、之を『大疏』には、二者共に因喩に其過あるにあらずといへども、宗に世間相違の過失あるものなりといへり、

因に記す、(一)懷兔のことは『西域記』第七卷に出づ、其の要に云く、印度婆羅痲斯國烈士地の西に、三獸の牽堵婆あり、是れ如來嘗て菩薩行を修せしとき、燒身の處なり、太古の時、此の林野に狐と兔と猿の三獸ありて極めて相親し、時に帝釋天、一老夫となり、下りて三獸に向ひて曰く、聞く二三子情厚く意密なりと、我老弊を忘れて遠く尋ね至る、今正に飢乏す、依りて食を求むと、三獸乃ち道を分ちて去り、狐は水濱に沿ふて一の鮮鯉を銜み來り、猿は樹果を採り來りて之を與ふ、兔獨り得るところなし、老夫即ち曰く、吾を以て見るに、汝等未だ和せりといふべからず、猿狐心を同うして兔獨り然らずと、兔即ち狐猿をして樵蘇を聚めしむ、曰く所作あらんと、兔之に火を點して曰く、仁者、我身卑眇にして求むる所遂げ難し、敢て微躬を以て此の一食に充つと、辭し畢て火に入る、帝釋、本身を示し骸を收めて嘆息し、深く其の志を感じて、其の形を月輪に寄せ、迹を後世に傳ふ、後人此に於て牽堵婆を建つとこれ印度人が、月は兔を懷くと信じたる因縁なりといふ、(二)迦婆離外道な

るものあり、此に結鬘と名く、人の髑髏を穿ちて以て鬘の飾となしたりしが、人之を誦る故に髑髏の決して不淨ならざることをいはんがために、人の頂骨は淨なるべし云々の立量ありしものなりといふ。

以上は世間相違の例なりといへども、吾人は世間一般愚俗の信ずるところは、悉く反對すること能はずとの意にはあらず、否、之に反對して始めて未發の眞理を得るに至るものとす、されば同じく世間といふも、學者世間と、非學者世間とを分たざるべからず、而して此の世間の外に、又世間の攝にあらざるものもあるなり、故に『大疏』の文に云く、此有二種、一非學者世間、除諸學者所餘世間、所共許法、二學者世間、即諸聖者所知、麤法若深妙法、便非世間、而して彼の懷兔頂骨の例の如きは、これ非學者世間に屬すべきものなり。

但し此の非學者學者といふものは、『瑞源記』の文にあるが如く、佛法につきていはゞ、三乘聲緣善の教法を總して學者と名け、之に對して一般人を非學者と名けたるものにて、大乘小乘共に學者の分際なりといふとも、之を學者世間といふも、麤法に限るとにて、深妙なる眞如の理談の如きに至りては、これ最早世間の攝にあらざ

るが故、世間相違、不相違を以て論ずべからざるものとす、之を以て推すに、之を今日の世に用ふるも、亦學者世間、非學者世間に分つべく、又世間の攝ならざるものもあるべし例へば、

人は下等動物より進化せるものなり

といはゞ、學者世間に應ずれども

人は天帝の特造せる靈物なり

といはゞ、學者世間に違すべし、蓋し、因明にありては、其の宗、敵者に違するを以て目的とするものにして、所謂違他順自を規則とするものなれば、或は世間相違の如きは、過失とするに足らざるが如しといへども、其違他順自といへるは、實は論式組織上の法則にして、假令論式の組織完全なるも、單にこれのみを以て過失なき議論とすることは固より能はざるところなり、即ち違他順自の論式は、其の宗の所立も、亦必ず眞正なりとは決していふこと能はず例へば、假令其の組織完全なるも、事實に相違するときは、現量相違となり、推論に撞着あるときは、比量相違となるが如し、故に今も亦其の論法の組織に缺點なしとするも、世間相違のものは、亦過失の一に

數ふるものとす。

以上の如くなれば假令一般世間を脱して、學者世間に入るとするも、なほ吾人は學者世間の所信には反對して、異説を立つるの權なきものなるか、若し果して然らば、世間の愚俗に拘束せらるゝことは免るべきも、未だ他人に雷同するの外、新説を吐露して未發の眞理を世に公にするの機會を得ざるべし、此に於て宗の最初に適宜の簡別語を附すべしと定むるなり、例へば今天動説は愚俗一般の信ずるところなりとせば、此の時地動説をいはんには、

學理研究の成績によれば、簡別語地球は自ら回轉すべし

といふが如し、此くの如き簡別語を附すれば、世間一般の所信に反するも、世間相違の過失にあらずといふなり、之を『大疏』には、凡因明法所立能中、若有簡別便無過失トといふなり。

昔時羯若鞠閩國(Kaṅyākha)中印度の曲女城といふ者是也の王、戒日(尸羅迭多 Si-aditya) 毎年一度、曲女城に於て諸國の僧を聚めて、三七日の大法會を開く、時に玄奘那爛陀寺(Nalanda-vihāra) にあり、狗摩羅王(Kumāra)のために請せられて迦摩縷波國

(Kamapūra) に赴く、戒日王會々巡狩し來りて、羯末唄祇羅(Kajigara) にあり、聞きて狗摩羅王に命じ、來りて法會に會せしむ、會終りて後、王法師に言つて曰はく、聞く、師『制惡見論』を造ると、何くに在る、法師乃ち之を獻ず、王之を見て曰く、望むらくは曲女城に於て師のために一會をなさんと、敎して諸國義解の徒に命じ、曲女城に來りて法師の論を見せしむ、別に座を設けて法師を論主となし、作論の意を述べしむ、又那爛陀寺の明賢なる者をして讀て、大衆に示さしめ、別に一本を寫して會場の内外に懸け、一切の人に示す、曰く、若し其の間、一字の理なき所あり、能く之を難破するものあらば、斷首以て謝せんと、晩に至るまで至る者なし、斯くの如き者十八日、十九日に至り、王を辭して還らんとす、時に王之を止めて曰く、我五年にして一度鉢羅耶伽國(Priyāga) 兩河の間に於て、大會場を立て、七十五日の無遮大施を行ふ、已に五會を成す、今將さに六會をなさんとす、師何ぞ暫く見て隨喜せざると、師よりて止まりて無遮大會に就く、此の時法師をして立義せしむるに、外道小乘競ひて難詰す、其立量之に對し、一人の敵者なし、是れ即ち唯識の比量にして、慈恩が簡別語を加へて、世間相違を免るゝの一例として出したるものなり、云く、

宗 眞故極成色不離於眼識
因 自許初三攝眼所攝攝故
喻 猶如眼識

といふものは是なり、「大疏」に云く、若自比量以許言簡顯自許之無他隨一等過若他比量汝執等言簡無違宗等失若共比量以勝義言簡(眞が如とい)無違世間自教等失隨其所應各有標簡とこれ簡別語を細釋したるものなり此の世間相違にも亦全中一分の四句分別あれども之を略す

四 自教相違

凡そ何れの學派何れの宗教といへども其の教系相分れて已に一家をなしたる以上は其の家にあるものは必ず其學說の主張するところに反對せるものを主張すべからず若し或は自家の所信憑據とするところに反對の宗を立せんとすることありとせんか斯くの如きを名づけて自教相違といふこれ若し斯くの如くにして其宗を立することありとせんか恰も自己の所信の一定せざるものにて議論の立脚地に動搖を生じ其の極立者の都合によりて立論するに至るべく敵論者も亦

之を見れば忽ち其の撞着を責めて其の宗の成立を許さざるべければなり例へば

佛教徒にして

因果の法則は確實なるにあらず

といひ耶蘇教徒にして

神は全知全能のものにあらず

といふが如き是なり、「大疏」には凡所競理必有憑據義既乖自宗所競何所憑據といへり「入正理論」には例を出して自教相違者如勝論師立聲爲常といへり蓋し勝論は聲を以て無常となすものなればなり此の自教相違にも「大疏」に亦四句分別あり

全分 有違自教非他教……如勝論師立聲爲無常
有違他教非自教……如佛弟子對聲論師立聲無常
(違自他不違自他略之)

有違自一分教非他……如化地部對薩婆多立三世有
有違他一分教非自……如化地部對大乘師立九無爲皆有實體

一分有違共一分敎
有不違共一分敎 (略之)

如經部師對一切有立色處色皆非實有

右の兩四句の中、自及び共に違するは、共に過失にして、他は過失にあらざること、前段の理にて知るべし、(但し共に違するをも自敎相違といふは、其の中自に違する點、過失となればなり)

五 自語相違

自語相違といふは、なほ前後矛盾といはんが如し、凡そ命題なるものは、前後の兩名辭相符順せんことを要す、然らずんば後名辭を以て、前名辭を説明することゝはならざるなり、例へば「甲は乙なり」といへる命題に於て、乙なる後名辭は、甲なる前名辭中に含有せる義理を説明するものなり、例せば「火は熱し」といふは、火の中に含める義理なる熱しといへることを詮表し、之れを説明せるものに外ならず、これ即ち前後兩名辭の相符順せるものといふべし、然るに之に反して、前後の兩名辭相背反することあらんか、例へば「動物は動くことなし」といひ、金屬は土石の類なりなどいふが如きものありと假定せば、無動なる後名辭は、動物なる前名辭中に含まれず、土

石なる後名辭は金屬なる前名辭に含まるゝことなく、後名辭は毫も前名辭の意義を詮表することなし、若し斯くの如き類の宗を立することあらんか、假令敵者の攻撃はなきも、自語の前後矛盾せるがため、これ既に明白なる論理上の過失なること、固よりいふまでもなきことにして、而して實驗上に於ては、敵者も亦必ず此の矛盾の點に向ひて、銳鋒を向け來るべきは疑ふべからず、「入正理論」には、此の過失に對する一例として、

我が母は石女なるべし

との一命題を出したり、(石女とは子を産まざる婦人をいふ、梵語シツタンリアカ、悉怛理阿迦(Sreyasmaka)此に譯して虛女といふ、古譯には石女と譯せり、今は古に順ひしのみ、)即ち母といはゞ、既に其の語中に子あることを示すものなり、然るに我が母は石女なり、即ち子なしといはゞ、これ自語相違なりといふなり、「大疏」に云く、宗之所依、謂法有法、是體法、是其義、義依彼體、不相垂角、可相順立、今言我母明知有子、復言石女、明委無兒、我母之體、與石女義、有法及法、不相依順、自言既已乖返、對敵何所申立、故爲過也、と此に所謂有法とは、前名辭にして、法とは後名辭なり、前名辭は即ち法

を有つが故に有法といふ、然るに「我母は石女なり」といはゞ、有法も法を有せず、有法、相符順せざることとなる、これ有法、法の義に相違す、六九頁又「理門論」に一例を出して、外道ありて、

一切の言皆是れ虚妄なり

といはんが如しといへり、陳那之を難じて曰く、若し汝の説くが如く、一切の言皆是れ虚妄なるも、汝の言は實なりとせざるべからず、若し一切の言虚妄なるに、汝の虚妄なりといふ言は實なりといはゞ、有法の一切の二字に違す、若し又自己の言は虚妄なるも、他の言は虚妄なるにあらずといはゞ、これ汝は虚妄ならざるを虚妄なりと誣ふるものにして、命題の法の虚妄なるべしといふに違すべし、之れを以て見るに、一切の言は虚妄なるべしといふは、またこれ畢竟自語相違たること疑なしと、「大疏」に立てたる自語相違の四句分別は、下の如し、云く、若、有、依、數、名、爲、自語、此、中、亦有、全分一分二種、四句とす、全分の四分とは

- (一) 違、自語、非、他、………如、順、世、外、道、對、空、論、言、四、大、無、實、過失
- (二) 違、他、語、非、自、………如、佛、法、者、對、數、論、言、彼、我、非、受、者、正量

(三) 俱、違、自、他、………如、一、切、言、皆、是、妄、ナリ

(四) 俱、不、違、自、他、

一分の四句は、前に述べ來りし所によりて知悉すべし、煩しきが故に一々之を擧げず、蓋し順世外道なるものは、自ら四大の體不空を立つるものにして、即ち四大の無實にあらざることを主張するものなり、故に順世外道自身よりいふときは、四大といふときは、直ちに實なることを示し、非實といはゞ、四大にあらざることを表すものなり、然るに彼れ自ら四大は實にあらずといふは、これ前後矛盾にして、即ち自語相違といはざるべからずといふ、これ第一なり、又數論にありて説くところの我なるものは、もと受者なり、故に數論の我といはゞ、已にこれ受者なることを共許するものなり、然るに佛法者にして、汝の我は受者にあらずといはゞ、これ第二類の例とすべきものといはざるべからずとす、第三、自他に共違するとは、前に述べたる「一切の言は虚妄なるべし」といふ類是れなりとす、第四は此の過失の攝にあらざれば、此に述ぶるを要せず、

されば右全分一分四種の分別の中、一、即ち自に違するものは過失たるを免れず、

第三の共も亦過失なり、但し、其中、自に違するは過失にして、他に違するは過失にあらず、二の他に違するも亦過失にあらず、故に自語相違と名くるなり、第四の自他に違せざるに至りては、固より自語相違の過失に攝むべきものにあらずといへども、又必ず相符極成の過失に陥るべし、其の理後に至りて明なり、「大疏」の文に云く、二四句中、違自及共皆此過攝、其違共中、違他非過、違自爲失、故此但名自語相違、雖俱不違、非此過攝、兩同必有相符極成、故亦過攝、唯違他總非過攝、本害他故、此說決定自語相違云々。

然るに此の自語相違の四句分別につきては、異説なきにあらず、何となれば、自語相違なるものは、もと有法と法と相符順せざるを指すものにして、直ちに所立の宗の形の上に於て、判明することならざるべからず、然るに更に遡りて、其の自教の如何を尋ね、自教の語に違反するが故に、自語相違なりといはゞ、これ自語相違にあらずして、自教相違といふべし、彼の順世が、四大無實といふが如きも、自教相違といふべきものにして、自語相違といふものにあらずと論ずるなり、若し然らずんば、勝論が、聲は常なりと立するも、亦自語相違の攝といふべく、自教相違といふべからざる

が如し、故に自語相違には、僅かに全分自語に相違するものと、一分自語に相違するものとを分つことを得べしといへども、決して全分一分の上、更に四句の分別をなすべきものにあらず、四句分別は自教相違の上にあることなり云々、然るに之を駁するもの曰く、宗過、自教之自語相違也、請勿訝夫と、蓋し今四句分別をなす所のものは、若し教に依ることあるをも名けて自語となさば、此の中、亦全分一分の二種の四句ありといへり、故にこれは自教の自語相違をいへるものなり、されば勝論が、聲は常なるべしといふが如きも、自教相違なるは勿論なりといへども、自教の自語に相違する點よりは、自語相違の攝とすることを得るといふなり、故に若し自教によらざれば、此の四句分別なく、唯全分一分の兩句に過ぎずといふ、「瑞源記」に引けるところ下の如し、云く、然賓公破云、今詳不然、凡法有法自相反、不待更尋、自他教宗、名爲自違、若要待尋、自他教宗、方有乖反、即應勝論立聲爲常、非違自教、應出過云、若言、聲者即非、是常、若言、常者即非、是聲、應是自語相違、中攝、故知、順世、四大無實、及勝論立聲爲常、是自教相違、非自語相違、中攝、故自語中、但有、有法、與法、相反、全分一分、得成、兩句、更無餘句、と、これ四句分別に反するものなり、又救曰、明燈若不依教、則方無諸句、俱成兩句、可

無餘句、然此依違敎故存四句、所以勝論立聲爲常、違自聖言、名違自敎、以彼自敎聲是無常故、即是違自敎之自語、應是自語相違中攝、由此當知、依違於敎方有諸句、と、これ自敎の自語相違によりて、四句分別あることをいふものなり、以上自語相違の主要なり、之を要するに、凡そ命題なるものは、必ず前後の兩名辭符順して、後名辭は前名辭を説明するものなりといふを原則として、之を一種の過失となしたるものなり、吾妻は女にあらず、或は鐵瓶は土にて造れり、又熱湯は冷なるものなりなどいふの類皆是れなり、但自敎相違と、自語相違とは、稍混じり易きものなれども、少しく熟考すれば、敢て辨じ難きにあらず、

六 前五過と後四過及び極成の意義

前來說き來りしところの五過は、陳那の考按にして、後の四過は天主の考按に出でたることは既に述べたり、然るに前五過にありては、其の主眼とするところは、既に組織したる宗につき、其の宗の事實に違すると、思想の法則に違すると、輿論に違すると、自家の敎宗に違すると、自語に違すると、の五種の背反撞着を擧げたるものに過ぎず、而して之より述べんとするところの四過は、所謂宗の組織法につきて、過

誤を立つるものとす、即ち宗依は立敵共許ならざるべからず、宗體は一許一不許ならざるべからざる因明の規則に對し、之に反するものあるが故に、宗依に於ては、能別不極成、所別不極成及び俱不極成の三過を設け、總宗に於ては、相符極成の一過を設けたるものなり、これ天主以後陳那の因明論に一步を進めたるところなりとす、
 「入正理論」には、宗依を視て、極成有法、極成能別といひ、宗依の過失をば、能別不極成、所別不極成といへり、而して共言、不共言、或は通語、不通語等の語を用ひず、これ蓋し二意を含藏せしめんがためなり、其の所謂二意とは、一に言語の通不通、二に事件の實不實是れなり、凡そ宗依にありては、其の語の立敵二者に通用せんことを要すると共に、又其の事件も立敵共に事實と許す事ならんを要すといふが極成有法陳前極成能別陳後の二句なり、既に宗依の性質を以て、斯くの如く定めたるが故に、前陳の其の規則を犯すものは、所別不極成なり、後陳の一方に其の規則を犯すものは、能別不極成なり、兩者共に其の規則を犯すときは、俱不極成の過失なりとす、されば不極成なる語には、語の立敵不通を意味すると共に、又事件も立敵不共許なるか、或は孰れかに事實とは許さずと意味する語なりと見るべし、是を以て、余は不極成の過失

に二種ありとす、其の一は唯言語の不通なり、二は言語の不通と共に事實の不同許なるもの是なりといはんとす、但し『入正理論』の引及び『大疏』^{五紙}に出でたる極成の解釋によれば、重もに事實不同許の義に重きをおけるが如し、蓋し極成の語は、第二を主とすると、又第二あれば必ず第一あるべきが故とによるものならん。

七 能別不極成

第六の能別不極成の過失とは、他語にていはゞ後陳不同許の宗なり、蓋し宗にありては、其の前後兩陳共に立敵共許のものたらざるべからざること、は前來屢述べたるところなり、然るに今宗に於て、前陳即ち所別は立敵共許なりといへども、若し後陳即ち能別に於て立敵共許にあらざることありとせんか、之を名づけて能別不極成の過失といふなり。

『入正理論』には能別不極成者、如佛弟子對數論師、立聲滅壞といへり、即ち佛教徒が數論師に對して、聲は滅壞なるべしと説くものあらば、これ能別不極成の過失ありといへるなり、『大疏』には之に因みて數論(Danikhya)の大要を示したれば、此に其の文を引くべし、云く、

成劫之初、有外道出、名劫比羅、此云黃赤色仙人、鬚髮皆黃赤故、古云迦毘羅仙人、訛也、其後弟子十八部、中上首者名袋里沙、此名爲雨、雨際生故、其雨徒黨名雨數、梵云僧怯者薩但羅、此云數論、謂以智數、三量なり、數度諸法、從從起論、論生數、復名數論、其學數論、及造彼者名數論師、彼說二十五諦、略爲三、中爲四、廣爲二十五諦、略爲三者、謂自性變易、我知者、自性者、古云冥性、未成大等名自性、亦名勝性、勝異舊故、變易者、謂中間二十三諦、非鉢新生、根本自性所轉變故、我知者謂神我、能受用境、有妙用故、

略して三類となす(總て二十五諦あり、其中第一諦は自性、第二十五諦は神我、中間二十三諦を總して變易とす)

自性(冥性)……第一諦

變易……中間二十三諦

我知者(神成)……第廿五諦

中爲四者、一本而非變易、謂自性、能成他故名本、非他成故非變易、有變易而非本、此有二義、一云十六諦、謂十一根及五大、二云十一種、除五大、有本而非變易、亦有二義、一云七諦、謂大、我執、五唯量、二云十二種、謂前七加五大、能成故名本、爲他成故名變易、四非本非變易、謂神我、不能成他、非他故成。

中の四類とは畧圖左の如し(但し五大は二に屬すると、三に屬するの二説あり)

本而非變易……自性(第一諦)

變易而非本 十六諦……十一根 一説

十一諦 二説

第二章 似能立

亦本亦變易 | 七諦……大、我執、五唯、一說
 非本非變易……我智者 | 十二諦……大、我執、五唯、二說
 五大

廣爲二十五諦、一自性、二大、三我執、四五唯、五五六、六五知根、七五作業根、八心平等根、九我知者
 於此九法、開爲二十諦、
 廣の二十五諦とは左の如し、

- 一、自性
- 二、大
- 三、我執
- 四、五唯(聲、觸、色、味、香)
- 五、五六(空、風、火、水、地)
- 六、五知根(耳、皮、眼、舌、鼻)
- 七、五作根(舌、手、足、男、女、大、遺、)
- 八、心根
- 九、我知者

二十五諦

謂初自性總名、自性、別名三德、薩埵、刺奢、答薩、一皆有三種德、故、初云薩埵、此云有情、及勇健義、
 今取勇義、刺奢云微、亦名塵、今取塵義、答薩云問、問鈍之問、自性正名勇塵問也、言三德者如次、
 古名染塵黑、今名黃赤黑、舊名喜憂闇、今名貪瞋痴、舊名樂苦癡、今名樂苦捨、由此三德是生因、神

我本性、解脫、我思、勝境、三德轉變、我乃受用、爲境纏縛、不得涅槃、後厭修、道我既不思、自性不變、我
 離境縛、便得解脫、中間二十三諦、雖是無常、而轉變、非有生滅、自性神我、用或有無、非是常住、然諸
 世間無壞滅法。

以上數論の大要なり、餘談に屬するが故精細に釋するの違なし、廣くは『金七十
 論』及び『唯識疏』に明せり、之を要するに、數論にありては、中間二十三諦は、自性神我
 の和合より轉生するものにして、無常のものなりといへども、生滅あるにあらずと
 するなり、故に數論は萬物一として滅壞するものなしと主張するなり、

されば今佛教徒が數論師に對し、聲は滅壞なるべしといふことあらんか、數論師
 は固より萬物の滅壞せざることを主張するものなるが故に、始めより滅壞の語を
 許すことなし、既に敵者の許さざる名辭を以て、後陳即ち能別となすが故に、此の宗
 に能別不極成の過失ありといふなり、『大疏』に云く、今佛弟子對數論師立聲滅壞有
 法之聲、彼此雖許滅壞、宗法他所不成、世間無故、總無別依、應更須立非真、宗故是故爲失、
 と是れなり、

今余更に一例を示さんか、茲に人あり、毫も歐語に通ぜざるものに對し、
 世の徳義を維持するはレリジョンニ如くはなし(宗)

といはんか、これ余の所謂言語不通の能別不極成なるべし、又耶蘇教徒ありて、佛教徒に對して、

萬物は獨一眞神の造化なるべし(宗)

といふことありとせんか、これ余が所謂事實不同許の能別不極成といふべし、何となれば、萬物なる前陳は、佛耶共に同許の名辭なりといへども、後陳に「獨一眞神の造化」といへるは、其の名、其の實、共に佛教徒の許さざる所なるが故なり、之に又四句の分別あり、全分の四句は左の如し、(第四句は略す)

有、自、能、別、不、成

如、數、論、師、對、佛、弟、子、云、色、聲、等、五、藏、識、變、現、

有、他、能、別、不、成

聲、滅、壞、ノ、宗、ノ、如、シ

有、俱、能、別、不、成……如、數、論、師、對、佛、弟、子、說、色、等、五、德、句、所、收、

分の四句は左の如し

有、自、一、分、能、別、不、成

如、薩、婆、多、對、大、乘、者、說、所、造、色、大、種、藏、識、二、法、所、生、

有、他、一、分、能、別、不、成

如、佛、弟、子、對、數、論、師、立、耳、等、根、滅、壞、有、礙、

有、俱、一、分、能、別、不、成

如、勝、論、師、對、佛、弟、子、立、色、等、五、皆、從、同、類、及、自、性、生、

右全分一分の四句中、俱成は是なり、其餘は總べて過の攝なりと知るべし、

全分の四句中、一は「色聲等」といふ前陳は立敵共許なれども、藏識なるものは、數論の立てざる所なれば、自能別不成なる明なり、二は言ふまでもなし、三に「色等」の前陳は立敵共許なれども、德句實と徳と業の三句の中は勝論の立つる所にして、數論、佛教共に立つることなし、これ俱能別不成なり、次に一分の四句分別中、一の前陳は無過なり、されど後陳の大種と藏識の中、藏識なるものは、小乘有部宗(即ち薩婆多)の立てざる所なり、故に自一分能別不成とす、二に能別の滅壞と有礙の中、有礙は數論之を許すといへども、滅壞は許さず、故に他一分能別不成とす、三は能別の中、同類より生ずるは、勝論と佛徒、共に之を許すといへども、自性は數論の所立にして、佛教勝論共にこれなきが故に、之を俱別不成となすなり、

八 所別不極成

所別不極成は、能別不極成と相對して、所別、即ち有法所謂前陳の不極成なるものなり、故にこれ前陳不同許の宗ともいふべし、若し時ありて、宗依の後陳は、立敵同許の名辭なるも、其の前陳は立敵不同許の名辭を用ふることありとせんか、然らばこ

れ所別不極成の過失ありといふべきものとす。

『入正理論』には、所別不極成とは、數論師の佛弟子に對して、我は是れ思なるべしといふが如しといへり、能別の思は、彼我共に許す所なれども、佛教にては心所法の一なり、數論にては神我が、五塵の境を用んと思ふによりて、自性即ち二十三諦と變ずと説く、唯我これ實我なり、佛教に許す假我にあらずなるものは、獨り數論に許す所にして、佛教に許さざる所なり、何となれば佛教は無我を主張するものなればなり、故に之を所別不極成の過失ありとす、余試みに更に一例を示さんか、今歐語を全く解せざるものに對し、

フイロンフイーは諸學の王なるべし(宗)

といふことあらば、これ言詞不通の所別不極成にして、又耶教徒の佛教徒に對し、

眞神の末日審判は公明正大なるべし(宗)

といふことあらば、これ事實不同許の所別不極成なるものといふべし、其の理前に準じて知るべし、

之にまた自他俱の四句分別あり、

自……佛弟子の數論師に對して、我は是れ無常なるべしといふが如し、

他……「我は是れ思」の例

俱……薩婆多が大衆部に對し、神我は實有なるべしといふの類なり、

所別の我は、數論にありて佛教になし、故に自所別不極成なり、これ一、二は略す、薩婆多大衆部共に神我を立てず、これ俱所別不極成なり、以上全分とす、次に一分は、

自……佛弟子が數論師に對し、我及び色等は皆性是れ空なるべしといふの類

他……數論師が佛弟子に對し、我と色等と并びに實有なるべしといふの類

俱……薩婆多が化地部に對し、我と去來と皆是れ實有なるべしといふの類

我は數論にありて、佛教になし、色は共許なり、故に一は自一分なり、二は他一分なり、薩婆多と化地(即ち梵に彌沙塞といふものなり)と共に去來あるを許し、共に我あるを許さず、故に俱一分なり、以上全分、一分、四句中、第四の俱に違せざるもの、外は悉く過の攝なり)

九 俱不極成

俱不極成とは、前陳後陳、共に不極成となるものなり、『入正理論』には、勝論師の佛

弟子に對して、我は和合の因縁なるべしといふが如しといへり、「大疏」には、此に勝論 (Vaiśiṣṭika) の大意を明せり、餘岐に入るの恐あれども、前に數論の文を引きたれば、之に準じて原文を左に引き、略圖を施して一覽に便すべし、本宗には別に十句義論あり、之を詳にす。

成却之末有外道出、名囉露迦、此云鶴臘、晝藏夜出遊行乞利、人以爲名、舊云優婆塞法訛也、後因夜遊驚、傷產婦、遂收場碾米齋食之、因此亦號爲婆拏揆、云食米齋仙人、舊云婆拏揆訛也、亦云吠世史迦、此云勝論、古云轉世師、衛世師、皆訛也、

此說六句、一實、二德、三業、四有、十句論中、亦名爲同、俱舍論名總同句義、五同異、十句論名俱分、六和合、

實有九種、謂地、水、火、風、空、時、方、我、意、德有二十四、謂色、味、香、觸、數量、別性、合、離、彼性、此性、覺、樂、苦、欲、瞋、勤、勇、重性、液性、潤性、法、非法、行、聲、業、有、五、謂取、捨、屈、申、行、有、體是一、實德業、三、同一有故、同異體多、實德業、三、各有總別之同異、故、和合唯一、能令實等不相離、相屬之法故、

實(地、水、火、風、空、時、方、我、意)

德(色、味、香、觸、數量、別性、合、離、彼性、此性、覺、樂、苦、欲、瞋、勤、勇、重性、液性、潤性、法、非法、行、聲、業)

有

同異

和合
異
有能
無能
無說

惠月之を加ふ

十八部中、上首名戰達羅、此云惠月、造十句論、此六加四、謂異、有能、無能、無說、廣如勝宗十句論并唯識疏解、

彼說、地、水、各並有二十四德、火有二十一、風有九德、空有六德、時、方、各有五、我有十四德、謂數量、別性、合、離、覺、樂、苦、欲、瞋、勤、勇、法、非法、行、意、有八德、實と德との配合の評は、煩はしきが故畧す)

今勝論師が佛教者に對し、我は和合の因縁なるべしといふを俱不極成とする所以は、勝論に立つるところの我も、和合因縁も、共に佛教者の許さざる所なればなり、「大疏」に十句義論云、我、云何、謂是覺樂、苦、欲、瞋、勤、勇、法、非法等、和合因縁起、智爲相名、我、謂、和合性、和合諸德、與我合時、我爲和合因縁とありて、和合因縁といふも、佛教の因縁和合のことにはあらず、徳中の覺樂、苦、欲、瞋、勤、勇、法、非法等の和合性によりて和合し、我と合し、智を起すものなるが、其諸徳の和合するに當り、我は其因縁となるものなりといふの義なれば、此和合因縁は、佛教徒の許さざる所なること勿論なり、而して

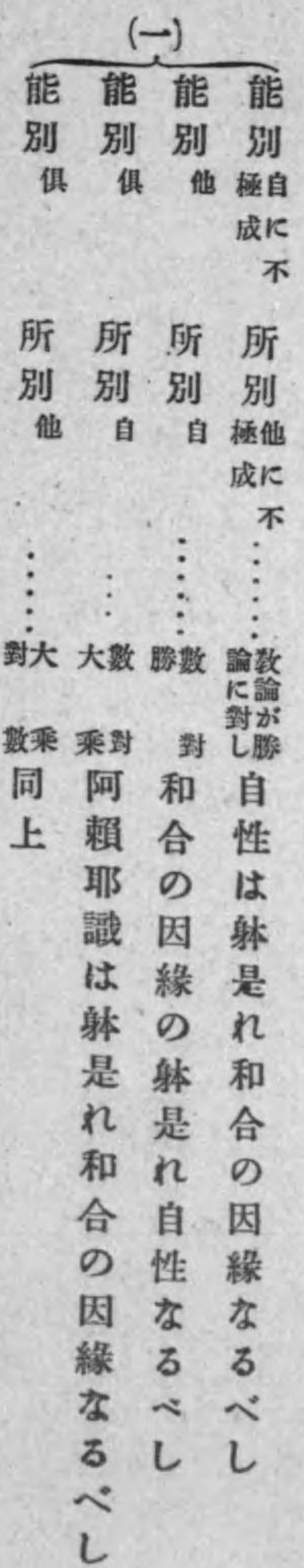
我なるものは、又佛教の許さざるものなること固より明なれば、我は和合の因縁なるべしといふの俱不極成なること知るべきなり、余は今更に一例を挙げんに、若し毫も歌語に通せざるものに對し、

レリジョンはビニア、フィロソフィの應用なるべし(宗)

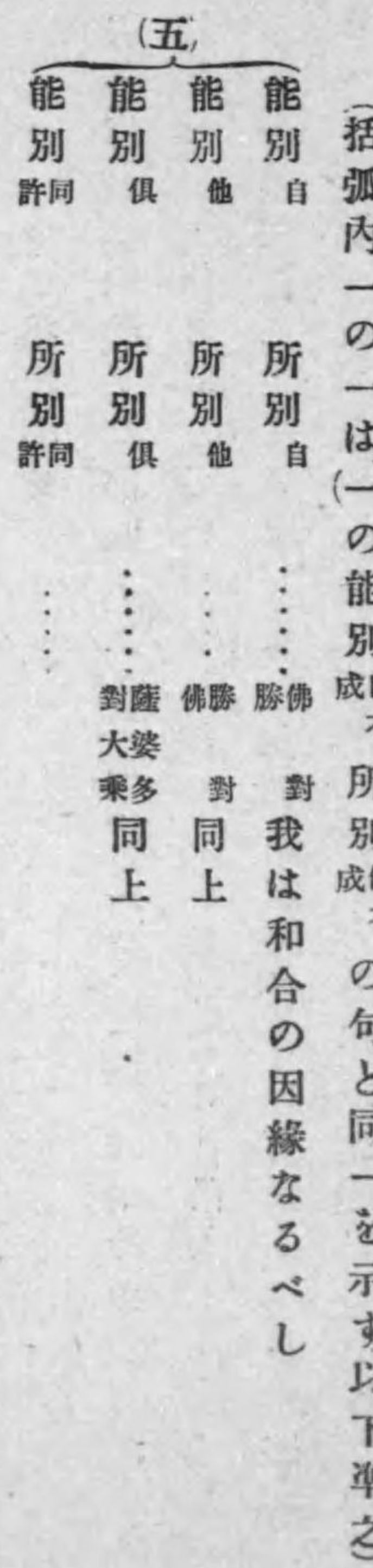
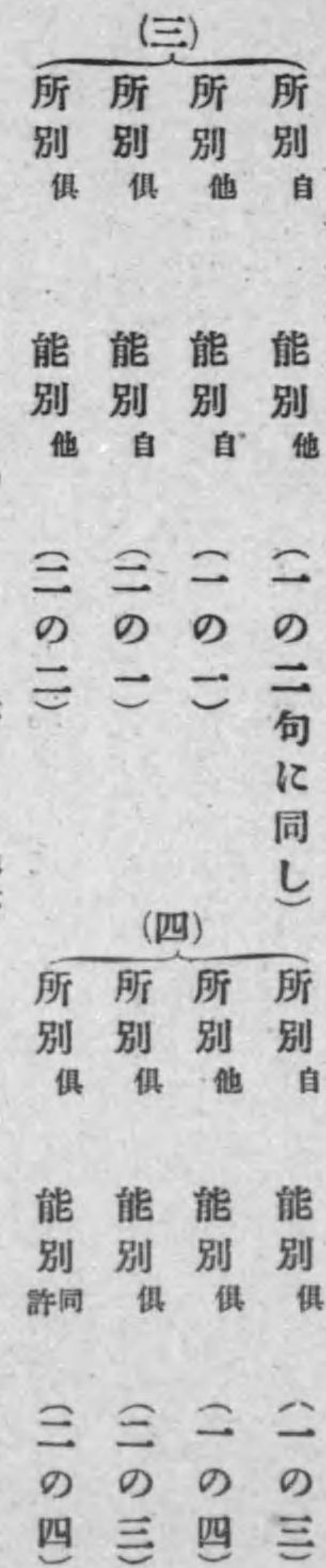
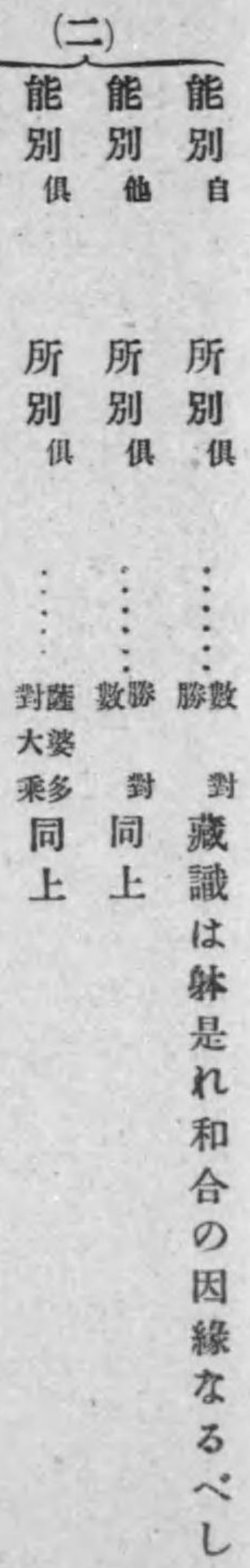
といふが如きは、言詞不通の俱不極成といふべく、又耶教徒の佛徒に對し、

眞神は末日審判の主權者なるべし(宗)

といふが如きは、事實不同許の俱不極成といふべし、俱不極成には、全分及び一分の五種の四句あり、即ち下の如し、



(他は他不極成、自は自不極成、俱は俱不極成の略、數對勝は、數論が勝論に對しての略、其他之に準ず)



以上の五種に分別せらる、更に此理によりて、一分の五種四句あるべく、又一分と

全分とを配して、又幾多の分別をなすを得べしと雖も、要なきが故に略するのみ、

十 相符極成

相符極成とは、宗躰を同許せる宗なり、「入正理論」には、聲は所聞なるべしといふが如しといへり、聲は耳にて聞くところのものなることは、誰人も異議なきところにて、立敵争論の點あることなし、斯くの如きを相符極成といふ、これ宗躰は、違他順自なるべき規則に反するが故、之を宗過の一とす、所謂四種の宗の中、遍所許宗并に先承稟宗是なり、八一頁 参照余今更に一例を出さんに

太陽曆八月は温度最も高き節なるべし

といふの類是なり、此に又全分一分の四句あり、左の如し、

一分	符自一分	……	薩婆多我極微實有
一分	符他一分	……	薩婆多我意實有
全分	符自非他	……	薩婆多我極微實有
全分	符他非自	……	薩婆多我意實有

俱符一分……薩婆多自性聲無常

第三節 因の過失

一 四不成

因の過失は總べて十四あり、之を因の十四過と呼ぶ、其の一は即ち四不成なり、二は六不定なり、三は四相違なり、今先づ第一、四不成を説かん、

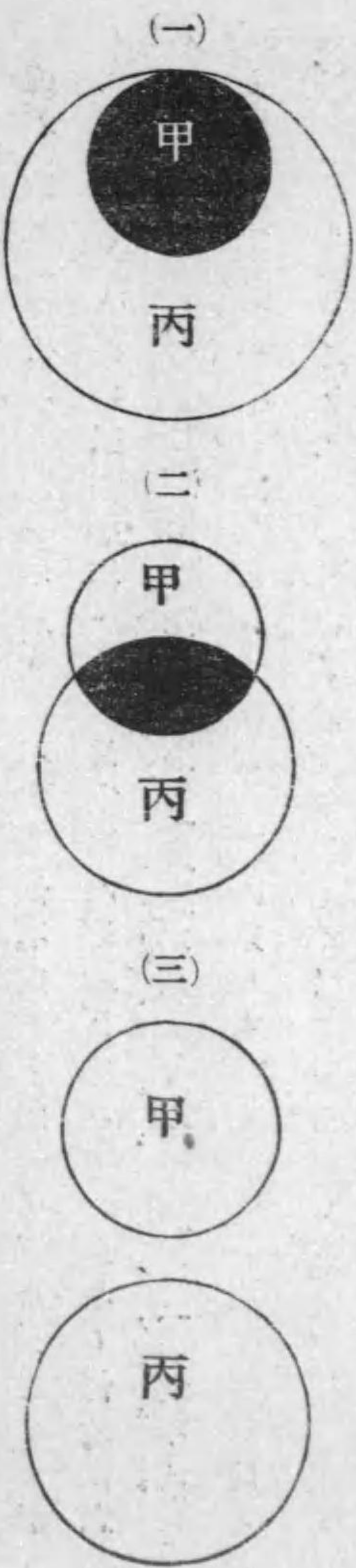
四不成とは、兩俱不成、隨一不成、猶豫不成、所依不成なり、此等の不成過とは、一言にして之をいへば、因の三相中、第一相(遍是宗法性)を缺きたるものはなり、何故に之を不成と名づくるや、「大疏」には、能立之因不能成宗、或本非因不成、因義名爲不成といへり、即ち因の第一相を缺けるときは、其の因は宗を成立すること能はず、又因と名づくべき意義をも成せざるが故に、之を不成と名くるなり、因の三相の下参照

甲は乙なり(宗)

丙なるが故に(因)

今此の立量に於て、因なる丙なるが故にの丙が、宗の前陳甲に對望するに、丙は全

く甲に關係なきか、或は關係あるも、一部に關係して全部に遍通せざるときは、即ち遍是宗法性の法に違ふが故、之を不成の過失とするなり、何となれば、此等の因は、もと宗を成立するの力なきのみならず、元來因と稱すべきものにあらざればなり。



因の第一相とは、もと甲(宗前陳)と丙(因)との關係を規定したるものなれば、今右の圖によりて説明せんに、凡そ甲と丙の關係は、畢竟此の三圖を出でざることとは勿論なるが、中に就きて、第一圖は、丙の甲に遍通するを示し、二圖は、因の半ば關係せるを示し、三圖は全く關係せざるを表するものにして、而して其の第一圖のみ不成の過失なきものにして、二三兩圖は、共に不成の過失あるものとするなり、即ち二圖は一分の不成過あり、三圖は全分の不成過あるなり、其の全分と一分に四類の別を立て

ハ四不成過とするなり。

されば不成には、宗を成せざると、因の自らの義を成せざるとの二義あれども、或は單に自不成の故に不成と名くとするものなきにあらず、故に「大疏」には、之を破して、若因自不成、名不成、非不能成、宗名不成者、因是誰因、言自不成、雖宗獨說、有因可因、自不成、因既是宗、因有過不能堪、爲因明知不能成、宗名不成、又若因自不成、名不成、亦應喻自不成、名不成、非不能成、宗因名不成、能立不成等、便徒施設、又文說不成之義、因於宗不成、故知不成、非自不成是、故應如此中所說、といへり、文意明なり。

二 兩俱不成

『入正理論』に云く、如成立聲爲無常等、若言

是眼所見性故

兩俱不成と、蓋し兩俱不成とは、因の宗前陳に遍通せざること、立敵の共に明知するところなるをいふなり、故に若し勝論が聲論師に對し、聲は無常なるへしとの宗を立せんがために、眼所見の性なるが故に、といはゞ、立敵誰か其第一相を缺けるを悟らざるものあらんや、何となれば、聲の眼所見性なりとは、兩派の許さざる所なれ

ばなり、故に之を兩俱不成といふなり、之に四句あり、左の如し、

- 有體、全分兩俱不成……前例の見如し
- 無體、全分兩俱不成……佛弟論對聲、無常宗、實句に攝するが故に(因)
- 有體、一分兩俱不成……一切聲、皆常宗、勤勇無間所發性の故に(因)
- 無體、一分兩俱不成……佛弟論對一切聲、常宗、實句ノ所攝、耳の所聞の故に(因)

今更に一例を擧ぐれば、

人は萬物の靈長なるべし(宗)

能く空中を翔けるが故に(因)

斯の如き全分の兩俱不成圖の(三)なり、又

日本人は皆佛敎徒なるべし(宗)

佛法僧の三寶を恭敬するが故に(因)

の如きは、一分の兩俱不成なり、圖の(二)

以上の中、全分の兩俱不成の如きは、實際上或は全くあり得べからざる過失なるが如しといへども、既に因の第一相を具するを以て、因の要件とするときは、反面よ

り第一相を缺けるものは、過失なりとして此に陳列するは、順序の當を得たるものとせざるべからず、

三 隨一不成

「入正理論」に云く、

「所作性故、」

對聲顯論、隨一不成と蓋し勝論師にして、聲顯論に對し、聲は無常なるべし(宗)を成せんがために、所作性なるが故にとの因を用ひんか、これ隨一不成の過失を犯せるものなりといふなり、隨一不成とは、因が宗前陳に周遍するや否やにつき、立敵見るところを異にするものを指す、即ち立者が之を周遍せずと主張すると、又敵者が周遍せずと主張すると、二者共に隨一不成たるを免れざるなり、前者を自隨一不成といひ、後者を他隨一不成といふ、今前例の所作性の過失の如きは、自隨一不成なり、何となれば、聲生派なるものは、聲は所作性なりと許せども、聲顯派は、聲は本有のものにして所作性の新生物にあらずとすればなり、唯縁によりて顯るゝものと許すのみ、但し所作性なる語は、必ずしも新生物に限らず、又縁によりて顯はるゝも所作

性なりといふ能はざるにあらざるが如しといへども、今は只新生の義と見るべし。今更に一例を擧げんか、佛教徒にして耶教徒に向ひ、

悪人は未來苦境に呻吟すべし(宗)

神罰を蒙るが故に(因)

といはゞ自隨一不成なるべし、又耶教徒にして佛教徒に向ひ、かゝる因を立てば、其は他隨一不成に墮すべきなり、此の過失に有體無體を分ち、全分一分を分ちて八句の分別あり、

有體他隨一不成……『入正理論』所擧の例の如し

有體自隨一不成……佛弟子對同 上

無體他隨一不成……勝論對聲、無常宗(ナルベシ)德句に攝するが故に(因)

無體自隨一不成……勝論對同 上

有體他一分隨一不成……大乘對聲、無常宗(ナルベシ)佛の五根に取るが故に(因) 大乘は佛の五根互用を許す

有體自一分隨一不成……大乘對同 上

無體他一分隨一不成……勝論對聲、無常宗(ナルベシ)德句の所攝耳根取るが故に(因)

無體自一分隨一不成……勝論對同 上

但し以上の中全分の過失は、簡別の語を用ふれば、過失を免ることを得、即ち他隨一の自比量なれば、自許の言を冠らしめ、自隨一の他比量なれば、他許の言を加ふるが如し、若し此の簡別語なき全分と及び一分の總べてとは、皆過失ありとなす、之につきて『大疏』に例を引きて下の如くいへり、『攝大乘論』に、

諸大乘經は皆是れ佛說なるべし(宗)

一切補特伽羅無我の理に違せざるが故に(因)

増一等の如し(喩)

とあり、これ「大乘は無我の理に違せず」とは、大乘家の言にして、大我を立てる故に、小乗家は許さず、故に他隨一不成の過失あり、又小乗も之を許すとすも、無我の理に違せざるもの皆佛說なりとすべからず、『發智論』等の六足も、小乗羅漢の所說佛說なりとすべけんや、故に不定なり、されば當時印度大名の居士、勝軍論師なるもの、更に一比量を立て、云く、

諸大乘經は佛說なるべし(宗)

兩俱極成して非諸佛語の所不攝なるが故に(因)
増一等の阿笈摩等の如し(喻)

然るにこれ又失あり何となれば、兩俱極成して諸大乘經は非諸佛語に攝せざる
ところなりといふも、そは畢竟大乘者のいふところにして、外道小乘は非佛語の所
攝とするにあらずや、然らずんば、小乗の徒、「發智論」を非諸佛語に攝せざるところ
と主張するをも、又佛説と許さざるべからずとなり、故に此の場合に於ては、自ら許
す極成して非佛語に攝せざる所なるが故に、と、因を變せざるべからず、云々といへ
り

但し簡別語を用ふるは、斯の如く隨一不成を免るべしといへども、能破の論法に
自比量の因を用ふるは、悟他の法に於て然るべからず、これ因明の本意に背けり、故
に因は必ず共許若しくは他許なるを要すと知るべし、

四 猶豫不成

「入正理論」に云く、於霧等性起疑惑時爲成大種和合、火有而有、所説猶豫不成、と、即
ち霧が將た煙か、雲か、塵か、蚊か、未だ明かならざるに、四大種和合の火あることを成

せんとして、

彼の所見の處には事火あるべし(宗)
火に性事火の別あり性火は四大の
一なり事火は四大種和合の所成なり

煙を現するが故に(因)

といふことあらば、これ猶豫不成なりとなり、

猶豫不成とは、畢竟因の果して宗前陳に遍通するや否や、未定未決の事件を以て
因となすものを云ふなり、蓋し因は宗を成する唯一の要器なり、然るを此の要器に
してなほ未決定ならんか、何を以て宗を成すべけんや、これ其の僞因たる論なきな
り、今更に一例を擧げんか、若し人あり、甲なるもの、經歷も未だ詳知せず、又其の學
才をも明にせずして、

甲某は學者なるべし(宗)

教育經驗に富めるが故に(因)

といふが如し、斯くの如き僞因は、自ら惑ひて宗を成する能はざるのみならず、又
敵者をして所成の宗に於て疑惑して決定すること能はざらしむるものなり、

猶豫不成に立敵兩俱と自隨一と他隨一との三類あり、之を全分一分に配して六

句の分別あり。

- 兩俱全分の猶豫……『入正理論』所舉の例の如し
- 兩俱一分の猶豫……近處の煙と遠處の彼近遠處定有(マタルヘン)火事(宗)煙有故(因)
- 隨他一の全分の猶豫……敵者疑惑するに立者決定して全分の比量を立つるもの
- 隨自一の全分の猶豫……前に反す
- 隨他一の一分の猶豫……遠近の煙を見て立者全分を決定し敵者遠處を疑ふが如きもの
- 隨自一の一分の猶豫……前に反す

五 所依不成

『入正理論』に曰く、

「虚空實有、
德所依故」

對無空論所依不成、この例は、勝論師が經部に對して、虚空實有の宗を立て、而して因に於て、德所依故といふときは、これ所依不成なりとの意なり、所依とは何ぞやといへば、即ち宗前陳これなり、宗前陳は因の所依にして、因は必ず宗前陳の屬性な

らざるべからざるを規則とするが故に、宗前陳をば此に所依といふ、故に所依不成とは、宗前陳にして、立敵の中、一不許の場合に於ては、因は必ず所依不成の過失に陥るとの義なり、されば更に之をいへば、宗に於て、所別不極成の過失あらんか、因には必ず所依不成ありといふにあり、今此の例に於ても、經部宗なるものは、元來虚空の存在を許さざるものなるに、勝論は之に對して、虚空の前陳をおけるものは、敵者不許の前陳なれば、宗には所別不極成の過失ありといはざるべからず、隨ひて之を成立せんとする、因の德所依故も、亦所依不成の過失あるものなりとす、之を『大疏』には、説きて、凡法有法、必須極成、不更須成、宗可立、況諸因者、皆是有法、宗之法性、標空實有、有法已不成、更復説、因依於何立、故對無空論、因所依不成といへり、無空論とは、經部宗を指す、經部宗又經量部ともいふ、此の宗は虚空の存在を信ぜず、故に無空論といふ、『俱舍』の頌に云く、空界謂、竅隙傳説、是明暗、光法師云く、此明空界、非虚空、故云謂、竅隙云々と可知、

但し上の例は、獨り所依不成の過失あるのみならず、德所依故といふは、敵者に對して他隨一の過失あり、何となれば、德は勝論の立つるところなれども、佛教の立て

ざる所なればなり、故に云く、非顯、唯有、所依不成、無他隨一、既具二過、體即隨一所依不成、と斯くいはい、又或は異みて、所依不成は既に所依なき因なり、然るに無體の宗に無體の因あり、所謂「無爲、無因」ものなれば、前例の如きは、無隨一、有法に無隨一、因なり、さればこれ宗の過失にして、因の過失といふべからざるが如しと、故に「大疏」の説に云く、宗因不極、須置簡言、不簡立以爲宗、所別便成不極、說因依立即成、因過況俱不極、無因更依、不極有法、許是宗過、非宗過耶、と云く、雖說無爲無因、不說兩皆無過、とされば、無の宗に無の因なかるべからずといふも、無の宗に無の因なるもの必ず宗因無過なりといふべからざるのみ、例へば有の宗に有の因、亦必ず無過といふべからざるに同じ、宗因共に能別不成の宗に、法自相相違の因あり、同喩に所立不成あり、異喩に所立不遺あるが如し(此等の過失は後)といへり。

以上述べたるところによりて、所依不成の因は、必ず宗前陳不極成ならざるべからざることは知れり、故に此の過失にありては、所依は必ず無體なり、但し能依の因は有無不成なるべし、例へば虚空實有の宗に於て、

識所緣故、

といへる因を立つれば、有體にして、前の徳所依故の因を立つれば、無體なるが如し、故に之を兩俱所依不成隨一所依不成となし、而して兩俱所依不成は又分ちて三となし、隨一所依不成は分ちて六句となすことを得べきなり、即ち左の如し、

- | | | |
|---------|-----------------------------|------------------------------------|
| 有體全分 | 薩婆多我常住 <small>(宗我全)</small> | 識所緣故 <small>(因有體)</small> |
| 無體全分 | 對大我實有 <small>(宗)</small> | 徳所依故 <small>(因)</small> |
| 有體一分 | 對勝我業實 <small>(宗)</small> | 有動作故 <small>(因我無)</small> |
| 有體他隨一 | 論自性有 <small>(宗)</small> | 生死因故 <small>(因)</small> |
| 有體自隨一 | 數對藏識常 <small>(宗)</small> | 生死故 <small>(因)</small> |
| 無體他隨一 | 上我其體周遍 <small>(宗)</small> | 於一切處生樂等故 <small>(因)</small> |
| 無體自隨一 | 「入正理論」の例の如し、 | |
| 有體他一分隨一 | 數對五大常 <small>(宗)</small> | 能生果故 <small>(因四大の生果は二俱に許す)</small> |
| 有體自一分隨一 | 對數五大非常 <small>(宗)</small> | 能生果故 <small>(因)</small> |

此の所依不成の一例として、余今更に之を示さんに、耶徒あり佛徒に對し、造物主は畏敬すべし(宗)

恒に吾人を照鑒するが故に(因)

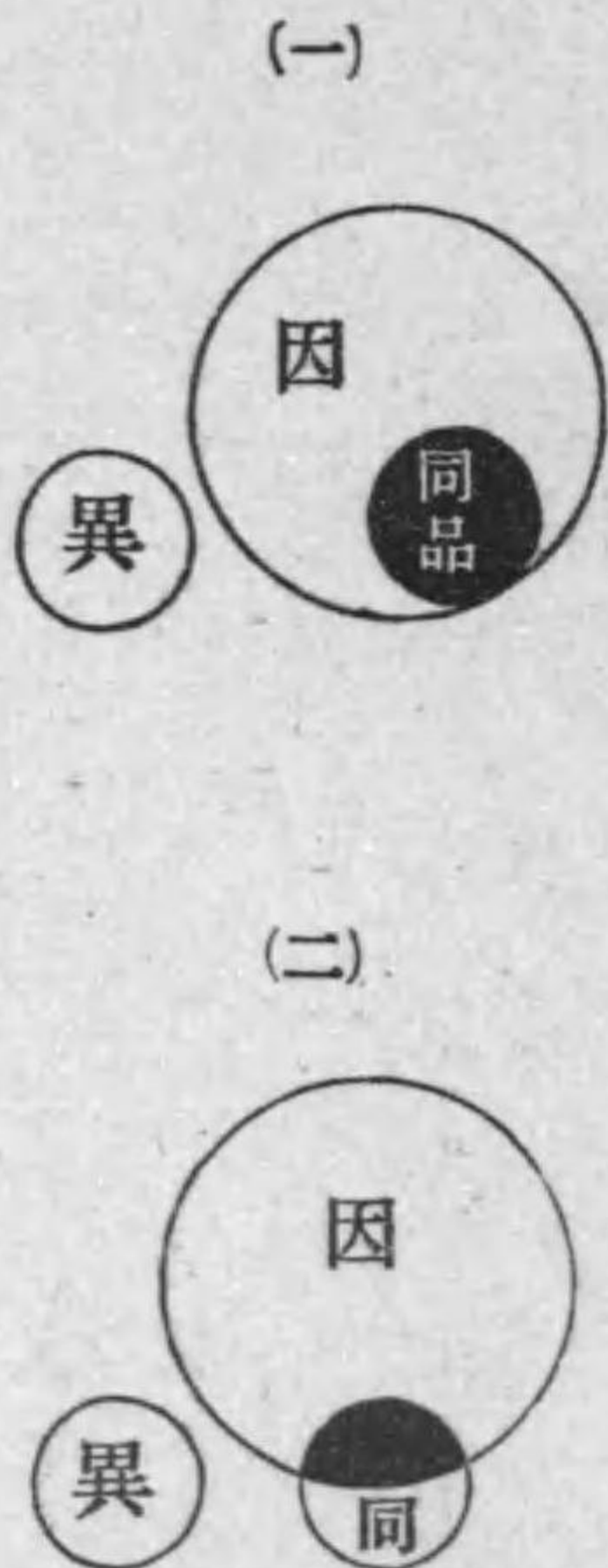
といふことあらば、即ち所別不成の過失あるものといふべし、何となれば宗の所依即ち造物主は佛教の許さざる所にして、無體なればなり、さればこれ無體他隨一所依不成なること明なり、

六 六不成

不定過に六あり、即ち共不定、不共不定、同分異全不定、異分同全不定、俱分不定、相違決定是なり、(入正理論)には一、共、二、不共、三、同品一分轉、異品遍轉、四、異品一分轉、同品遍轉、五、俱品一分轉、六、相違決定とあり、(同之)

因の十四過中前に述べたる四不成過は、因の第一相を缺きたるより生ずるところの過失なり、而して今此に述べんとする六不定過は、因の第二相(同品定有性)及び第三相(異品遍無性)の中、何れか其の一を缺けるより生ずるところの過失なり、之を不定といふ所以は、蓋し第二段の因なるものは、もと第三段の同喻と、第一段の宗とを一致和合せしめんがための媒介者なりといはざるべからず、されば因が同品に多少の關係を有せざるべからざるは固より明白のことにして、之と同時に一方に

於ては、異品に對し、必ず毫末の關係なかるべきを要するは亦勿論なりとす、然るに其の異品に無關係なるも、亦之と共に、同品に對しても無關係なる因を立て、(第二相缺)或は之に反して同品に關係あると共に、亦異品にも關係ある因を立つること、(第三相缺)あらんか、宗を以て甲は乙なり、乙なりともいふことを得べく、或は之と同時に非乙なりともいふことを得るの状況に陥るべし、これ其の不定の名を得る所以なりとす、



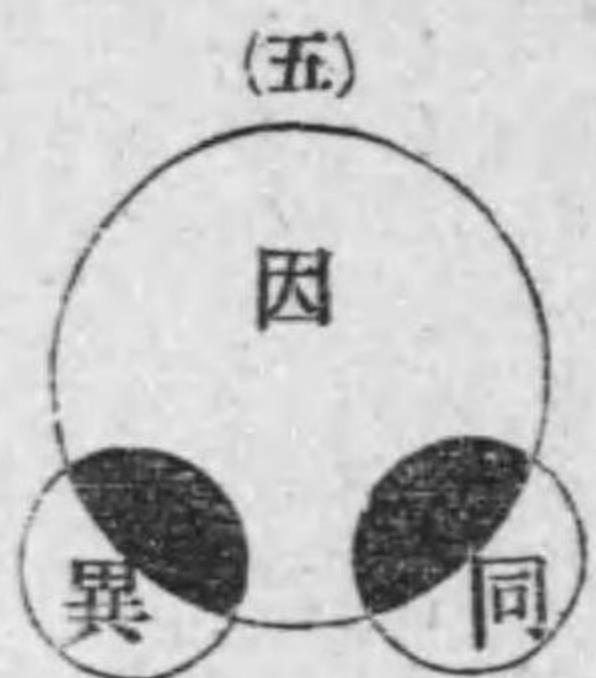
今此の圖に表するところは、九句因中にありて、第二第八の正因を示すべきもの

なり、凡そ眞正なる因は、之を喩に望むるに、必ず此の二圖中、其の何れにか相當するものたらざるへからず、而して不定なるものは、即ち此の二圖に相當せざるものなりと知るべし、但し六不定、總べて此の二圖に相當せざるにはあらず、換言すれば、六不定は、皆悉く因の後二相を缺きたる所ある過失なりとはいふべからず、何となれば相違決定の如きは、三相完全したるものなるも、なほ之を不定過の一に加ふればなり、故に精密にいへば、六不定中、第六相違決定過を除きて、餘は因の後二相に缺乏ある過失にして、即ち此の二圖に相當せざるものなりといふことを得べし、「大疏」に云く、初五過、中唯第二過、是因三相、第二相失、於宗同品非定有故、餘四皆是第三相失、謂於異品非遍無故、後一並非至下當知と)

- (一) 因の第二相缺……………第二不共不定
 - (二) 因の第三相缺……………第一、第三、第四、第五、
 - (三) 因相缺に非ず……………第六、相違決定
- 右の中、(一)(二)の因相缺乏の種類を圖示すれば左の如し、



以上の圖に於ても、第二を除くの外は、悉く異品に關係する過失なるを知るべきなり、同品の過失は第二のみ、



六不定の中、相違決定を除きて餘の五不定は、右の圖中の其の一に相當するものなりと知るへし、

七 共不定

共不定とは、前に示したる圖中の第一に相當するものにして、因の範圍寬廣に過ぎ、之を喩に對望するに、其の因の同品異品の全躰に遍通するものなり、而して其の關係すべからざる異品に關係したるものなれば、これ第三相を闕けるの過失なりとす、「入正理論」に曰く「共者如言」

聲常宗

所量性故(因)

常無常品皆共此品故不定と、これ「入正理論」の文なり、所量性とは心心所に量度せらるゝの義なり、凡そ宇宙間の事物一として吾人心心所に量度せられずといふものなし、所謂聲は常なるべしといへる宗に對する同品即ち常住のもの、及び異品即ち無常のもの、共に心心所量度以外のものにあらず、之によりて見るに此因は同品異品に、共に該通するものにして、因の關する所甚だ寬廣に過ぎたりといはざるべからず、これ前に示したる第一圖に相當するものにして、今此の例によりて更に圖示すれば左の如くなるべし。



若し此の如くなるときは、所量性なるが故に、聲は常なりともいふべく、又所量性なるが故に、聲は無常なりともいひ得べし、故に此の因にては、聲は常なりとも、將た無常なりとも確定するに由なし、これ共不定の名ある所以なり、故に又「入正理論」には、爲如瓶等、所量性故聲は無常爲如虚空等、所量性故聲是常といへり、これ前の例に於て、

虚空等の如し(同品)

瓶等の如し(異品)

といへるときは、虚空も瓶も、共に所量性にして、宗成立せざるをいふなり、「大疏」

に云く、同異品中、此因皆遍、二共有故名爲不定」と

之を要するに、共不定の過失とは、因の寛廣に過ぎたるより、同異二品に遍通して、異品遍無の法に違するものなり、余更に一例を示さば、

造物主は實在すべし(宗)

吾人意識の面影に現するが故に(因)

といはんが如し、同品なる現見の事物も、異品なる過去及び未來の出來事の如き現見せざる事物も、皆意識の面に影現するにあらずといふものなければなり、

凡そ宗に寛狹の二ありて、若し聲は無常なるべしといはゞこれ狹宗なり、何となれば、虚空等の如く常住のもの、無常以外にあればなり、然れども又聲は無我なるべしといはゞ聲以外一切の現象事物は、悉く無我なるが故に、之を寛宗といふべし、宗に寛狹の二ある如く、因に亦寛狹の區別あり、所謂所量性なるが故にといふが如きは、宇宙間一物として所量性ならざるものなきを以て之を寛因と名くべく、若し所作性なるが故にといはゞ世に所作性ならざるもの少からざるが故に、之を狹因といふべし、而して寛因は、單に寛宗を成すべしといへども、決して狹宗を成立するこ

と能はず、唯狹因は、寛狹二宗を成立することを得るものなとす、例へば、

聲は無常なるべし(宗) 又 聲は無我なるべし(宗)

所作性なるが故に(因)

といふことを得べしといへども、

聲は無常なるべし(宗)

所量性なるが故に(因)

といふこと能はず、唯

聲は無我なるべし(宗)

所量性なるが故に(因)

といふことを得るが如し、『大疏』に云く、宗有二、一寛二狹、如立聲無我名、寛聲外一切皆無我、故立聲無常爲狹、除聲以外、有常法故、同品亦二、所量所知、所取等名、寛無有一法、非所量等、故勤勇所作性等名、狹、更有餘法、非勤勇發非所作故、若立其狹、常無常宗、說前寛因、同異二品、因皆遍轉、故成不定、若望寛宗、其義可立、唯說狹因、可成狹宗、亦可成寛異品、無故可成正因、如聲論師對勝論、立常聲爲宗、耳心心所、所量性、故猶如聲性」と、又云

く「狭因能立、通成、寬、狹、兩宗、故、雖、同、品、而、言、定、有、非、遍、寬、因、能、立、唯、成、寬、宗、と、今、前、に、出、せ、る、聲、は、常、な、る、べ、し」の、宗、に、所、量、性、な、る、が、故、に、の、因、を、加、ふ、る、が、如、き、は、こ、れ、寬、因、を、以、て、狹、宗、を、成、せ、ん、と、す、る、も、の、に、し、て、共、不、定、の、過、失、に、陥、る、所、以、な、り、彼、の、足、目、の、九、句、因、中、に、あ、り、て、は、こ、れ、因、の、第、三、相、を、缺、け、る、と、こ、ろ、の、同、品、有、異、品、有、の、第、一、句、に、當、れ、る、も、の、な、り、と、す、(一、二、頁、以、下、參、照)

此の共不定に九句の分別あり『大疏』に云く「諸比量略有三種、一他、二自、三共、他比量中略有三共、自比、共比各三、亦然、合有九共」と

自共不定

自比量

他共不定

『大疏』に三の共不定の例を出せり、今之を示せば、云く、佛法者が數論に對し、「汝が我が無常なるべし」(宗)、諦に攝すと許すが故に」(因)、「二十三諦の如し」(同)、自性

他比量

自共不定

他共不定

の如し」(異)といふ如きは、同異共に諦に攝すと許すが故、これ他の共なり、之に反して、數論が、「我が我が是れ常なるべし」(宗)、「諦に攝すと許すが故に」(因)といはば

自共不定
他共不定
共共不定

自の共也、聲に述べたる聲論師の大乗家に對して「聲は常なるべし」(宗)、所量性なるが故に」(因)といふが如きは、これ共の共なり、

而して敵者若し以上の如き不定の偽因を述べたる時、之を攻撃するを、不定の作法といふ、即ち前に擧げたる『入正理論』の、瓶等の如く所量性なるが故に無常なりとせんや、虚空等の如く所量性なるが故に常なりとせんや、といふものは、是なり、不定の作法とは、蓋し不定の過失を顯はすの作法といふ義なり、(下に述ぶるところの四過も亦同じ準じて知るべし)

八 不共不定

『入正理論』に云く「言不共者、說」

聲常(宗)

所聞性故(因)

常無常、品皆離、此因、常無常、外、餘、非、有、故、是、猶、豫、因、と、蓋し不共不定の過失とは、全く前の共不定の過失に反して、其の因寬廣なるにあらず、却て狹隘に過ぎたるより生

ずる過失なりとす、これ前の第二圖に相當するものにして、又九句因中の第五、同品非有異品非有なるものは是なりとす、即ち聲は常なるべしとの宗を成せんがために、「所聞性なるが故に」との因を述べんか、凡そ宇宙間、聲の外に所聞性なるものあるべき理なし、而して今此の宗の同品は、常住なる虚空の如きものとし、異品は電等の如き無常なるものとせば、其の同異二品と因との關係は如何なるべきか、虚空は所聞性の故に常住なりといふべからず、又電等は所聞性の故に無常なりともいふべからず、即ち所聞性の因は、聲自身の外、同異二品に、共に何等の關係なきに至らん。



斯くの如くなるが故に、常無常の外に別に、所聞性なるものなき以上は、此の因を以て此宗を成する能はざるは論を俟たず、但し勝論師は別に聲性なる者を立て、

同喩となすが故に例外なり故に「大疏」に云く、如聲論師對除勝論立聲常宗耳所聞性爲因、此中常宗空等爲同品、電等爲異品、所聞性因、二品皆離於同異品、皆非有故、離常無常更無第三雙非二品有所聞性、故釋不共云、離常無常二品之外更無餘法、是所聞性故、成猶豫不成、所立常亦不返成異品、無常故と、

余今更に試みに一例を擧げんか、

神は敬愛すべし(宗)

萬物創造の主なるが故に(因)

此の因は、恰かも聲の所聞性と同一にして、聲の外に一も所聞性のものなきが如く、萬物創造の主なるものは、耶教法の神より外にあることなし、故に此の因は、共同品なる敬愛すべき父母等にも通ぜず、又異品なる毒蛇惡獸等にも通ぜずして、終に同品定有の法を犯せるものたるを免るべからざるべきなり、(第二相缺なり)

然るに今若し全く其の因を以て、其の宗を成すること能はざるものとすれば、因を述ぶるも因を述べると同一なり、然るときは、此の因を以て不定と名くるも當らざるが如し、不定とは甲を乙ともいひ得べく、又丙ともいひ得べく、兩端にわたる

ときに名づけるところなるに、今は甲を乙とも丙ともいふ能はざる場合なり、されば「大疏」にも「舉因能立未成宗無喻順成其宗不立宗既順先不立此因應非不定こといへり、例へば今聲は常なるべし」の宗に、所聞性の故にの因を立つるときは、所聞性のものは聲の外に一もこれなきか故に、同喩として擧ぐべきものなし、同喩の順成なくして、如何ぞ能く宗を成せん、故に論には、此所聞性其猶何等」といへり、「大疏」に云く夫立論宗因喩能立舉因無喩因何所成云々といへり、既に斯くの如くなるが故に、之を不定といふもなほ當らざるの難あり、古因明師が四不定の外に此の不共不定なりと許さざるも此を以てなり、然るに既に宗あり、之れを成せんがために因を立つるとすれば、其の因は縱令宗を成するの力なしといへども宗を成せんとして(甲を)乙とも丙とも定めて一の宗義を成すること能はざりしものなれば、之を不定といふも亦可なりとするなり、されば「大疏」は、「因闕同喩宗義無能可成亦不返成異宗、由此名爲不定、非是定能成、一宗義故、不與其定名」といへり、

「理門論」に云く、理應四種(不共以外)名不定、因二俱有故、所聞云何(所聞性の故に)古因明師不許、四外有此不共故、今難云、以理言之、除決定相違餘四不定、於同異品若遍

不遍皆悉俱有、可成異類法、故名不定、今所聞性因、不可屬異類無、更所成如何不定、比量難云

所聞性因非不定攝(宗)

異品無故(因)

如二八因(喩)

所聞性因非不定攝(宗)

同品無故(因)

如四六因(喩)

釋して云く、由不共故、謂如山野多有草木、雖無的屬、若有取之、即可屬彼、亦是不定、此因亦爾、同異二品雖皆不共、無定所屬、望所成立、宗法有同異、可有於隨成、一義故名不定、と山野の艸木は、誰人のものにもあらざれば、定とも不足ともいふべからざるも、若し人あり、之を取らば、其の草木は、其の人に屬すべし、故に若し之を取る人を豫想して考ふれば、誰人に歸すべきや不定なりといひて可なり、今も亦然り、因自身は不定といふべからざるに似たるも、宗に望め、宗を成せんとして立つるところとすれば、不定因と名くべきが如しといふなり、なほ之につきていふべきことあれども煩はしければ略す、此の不共不定に亦三句あり、

一彼れが實は實にあらざるべし(宗) 勝佛對

他比量 徳の依と執するが故に(因)

徳句義の如し(同)

我が實は有なるべし(宗) 佛對

自比量 徳の依と許すが故に(因)

異句義の如し(同)

共の不共は「論」に述ぶるところの例是なり、

九 同分異全不定(具さには同品一分轉異品遍轉)

「入正理論」に云く「同品一分轉異品遍轉者、如説」

聲、非、勤、勇、無、間、所、發、(宗)

無常性、故、(因)

此中、非、勤、勇、無、間、所、發、宗、以、電、空、等、爲、其、同、品、此、無、常、性、於、電、等、有、於、空、等、無、非、勤、勇、無、間、所、發、宗、以、瓶、等、爲、異、品、於、彼、遍、有、此、因、以、電、瓶、等、爲、同、品、故、亦、是、不、定、と、

……非勤勇無間所發性

電空

無常

瓶

……勤勇無間所發性

同分異全とは、其の因の關係するところ、同品に一分にして、異品に全分なるの意なり、故に具さには、同品一分轉異品遍轉不定といふなり、これ九句因中にては、第七句の「同品有非有品有に當り、因の第三相を缺けるの過失なり、

今此に出したるところの例によりて略言すれば、聲は勤勇無間の所發にあらざるべしといふ宗を成せんがために、無常性の故にといへる因を立てたるものなるが然らば、勤勇無間の所發にあらざる虚空又は電等の如きは、同品にして、瓶等の如きは、勤勇無間の所發性なるものは、異品なるべし、然れども同品中にて、電等の如きは、之を無常といふことを得べきも、虚空は之を無常といふべからず、これ同品一分なり、而して瓶等の異品に於て、反て無常の因遍通するを見る、果して然らば、瓶等の如

く無常の性なるが故に、彼れは是れ勤勇無間の所發とせもや、電等の如く無常の性なるが故に、彼は勤勇無間の所發にあらずとせんや以上入正の文の不定の作法出て來らざるべからず、これ不定過の名を免るべからざる所以なり、但し聲の常無常に關する所説は、前に述べたるとありしが如く、頁參照聲顯聲生各其執る所を異にするものにして、今は聲生派が聲顯派に對して立する所なり、

余更に一例を示さんか、

或人は女子なるべし(宗)

子を産まざるが故に(因)

これ他の女子は同品にして、男子異品となるも、子を産まざるの因は、異品の男子全分に關し、又女子の一分に關するが故に、同分異全の不定となるべきなり、之に又自他共の三分分別あり、

他比量

汝の藏識は異熟識にあらざるべし(宗)小乘對
識性と執するが故に(因)
六識以外の一切の法の如し(同) 第六識の如し(異)

同品の中にて、第七識は識性と執するが故にの因通すれども、他の(異熟ならざるところの)色聲等には通ぜず、反て異熟の(異品)第六には全分に通ず、

自比量

我が命根は定めて是れ實有なるべし(宗)薩婆對大乘
緣慮なしと許すが故に(因)
五蘊無爲等の如し(同) 瓶盆等の如し(異)

無緣慮の因、識蘊に於ては通ぜず、色等には通ず、これ一分なり、異品、瓶盆等は全分無緣慮なり、可知、其比の例前に出せる論の文の如し、煩しく重出せず、

(十) 異分同全不定(具さは異品一分轉同品遍轉)

【論】に云く、異品一分轉者如立(宗言)

聲是勤勇無間所發(ナカニト聲顯對)

無常性故(ナカニト聲顯對)

と、此の論式に於て、同品となるべきものは、勤勇無間所發なる瓶等を以て同品となし、異品としては電と虚空の類を以て之に充つべし、然るときは、無常性の因は同品の瓶等には全分遍轉すといへども、其の異品の電等には通じて、虚空等には通ぜ

ず、故に異品一分轉なり、之を以て瓶等の如く、無常性なるが故に、勤勇無間の所發とせんや、將た電等の如く無分の性なるが故に、勤勇無間の所發にあらずとせんや、との例の作法を加へらるゝに至らん、されば「論」の文に云く、勤勇無間所發宗、以瓶等爲同品、其無常性、於此遍有、以電空等爲異品、於彼一分電等是有、空等は無、是故、如前、亦爲不定、といへるもの是なり、即ち異分同全不定とは、異品一分に關係し、同品全分に關係するものにして、九句因中の第三の、同品有異品有非有是なりとす、第三相缺也



余今更に一例を擧げんか、茲に人あり、

或人は男子なるべし(宗)

子を産まざるが故に(因)

といふが如きことあらんか、凡ての男子は其の同品にして、凡ての女子は之が異品となる、而して子を産まざる因は、男子即ち同品の全體に遍轉すといへども、又女子に子を産まざるものあるが故に、異品の一部に通ずるものなり、斯くの如きはこれ異分同全の不定と呼ばれるゝなり、之に亦三句分別あり、

汝が執する命根は定めて實有に非るべし(宗) 大乘對 薩婆多

他比量 緣慮なしと許すが故に(因)

許す所の瓶等の如し(同)

而して餘の五蘊無爲等を以て異品となすときは、無緣慮の因、同品に遍通し、異品は色等には通ずれども、心心所には總べて通ぜず、故にこれ他の異分同全とする也、

我が藏識は是れ異熟識なるべし(宗)

自比量 識性と許すが故に(因)

異熟の六識の如し(同) 六識の餘の一切の法の如し(異)

これ解を俟たず、又彼の勝軍論師の 二四九頁參照 大乘は佛說なるべし(宗)、兩俱極成の

非佛語に攝せざる所なるが故に「因」「増一」等の如し、「同」といへるも、亦此過失を犯せるものなり、何となれば、今「増一」等を同喩とし、「發智」「六足」等を異品として見るに、其の因に所謂兩俱極成して非佛語に攝せざるところのものは、同品の「増一」に於ては全く遍通し、異品の「發智」に於ては通ず、「六足」に於ては通ぜざるなり、何となれば小乘にありては「發智論」を以てまた佛說なりと主張し、非佛語に攝せざるところとなすこと、なほ大乘が自ら非佛語の所不攝なりと主張すると同一なればなり、故にまたこれ共に全に、異に一分の不定なりとす、共比量の例は前に出づる「論」の如し、

(十) 俱分不定具さには俱品一分轉

「論」に云く、俱品一分轉者、如說、

聲常(宗)

無質礙故(因) 聲論對

此中常宗、以虛空極微等爲同品、無質礙性於虛空等有於極微等、無以瓶樂等有於樂等有於瓶等、無是故此因、以樂以空爲同法故、亦名不定」と、



即ち俱分不定とは、九句因中の第九句、同品有非有異品有非有に相當するものにして、亦これ因の第三相を缺くものなりとす、所謂因の同品に一分、異品に一分通ずるところあるものにして、而して其過失は異品に通じて、異品遍無の法に違するところにありとす、

今聲常の宗に於て、虛空極微を同品とし、瓶及び樂聲勝二宗の中に、覺樂欲瞋等を説きて心心所とす、今此に樂といふは此の中の樂にして、即ち樂受なりを異品とす、然るに無質礙の因は、同品なる虛空に通じて極微に通ぜず、異品なる樂に通じて瓶に通ぜず、故に俱一分轉とはいふなり、されば此の因は樂を以ても空を以ても、兩つながら其同法となせり、(因の類同を同法とす) 故に無質礙なるものは、果して樂

の如く無常なるか、將た虚空の如く常住なるか、全く不定なり、故に「論」には、「空を以ても樂を以ても同法となすが故に、亦不定と名く」といへり、「大疏」に云く、「無質礙因、空爲同品、能成聲常樂爲同品、能成無常由成二品、是故如前亦爲不定」と、之にまた三あり。

大乘對
薩婆多

他比量 識にあらざると許すを以ての故に(因)

許す電等の如し(喩)

同品は非業果(即ち非異熟)の五蘊無爲なり、異品は業果の五蘊なり、許非識の因、同品に於て、電等には有なり、心等には無なり、異品に於ては心等に無なり、眼等に有なり、故に俱品一分轉なり、若し又此論式を小乗より返立せば、自の俱分に墮すべし、「論」に擧ぐるところの如きは、これ共の俱分なりと知るべし。

余今更に一例を示さんに、茲に人あり、或學校教員を指して、

或人は男子なるべし(宗)

教員を勤務するが故に(因)

といふことあらんか、凡ての男子は同品なり、凡ての女子は異品なり、而して教員を勤務するものは、同品(男子)の一分にして、女子中にも亦教員を勤務するものなしといふべからず、これ異品一分なり、さればこれ俱分不定の言といふべきものなり。

(二)相違決定

相違決定とは、立敵二者の中に於て、立者は「甲は乙なり」と主張し、敵者は「甲は非乙なり」と主張し、互に相違の宗を決定し、而かも其の因共に三相完備して、未だ其の是非を判すべからざるが如きものをいふなり、斯る場合に於ては、其の結局勝敗を別つこと能はざるが故に、俱打の同士負となるが、因明の規則なり。

されば相違決定には、他の過失に比して、殊異の二特點あることを知るべし、一に相違決定は、立敵兩者に於て、各自に一個の論法を組織すること、二に相違決定は、立者の立量も敵者の立量も、俱に能立の因は、三相具足して、缺點なきこと、是なり、此の二點の特所は、實に他の卅三過中、一もこれなき所なりとす。

今若し立者の方に於て、完全無缺の論法を組織して、甲を論じ、甲は乙なり」と主張することあらんか、敵者は正さに其の反對の意見を抱持するものなれば、之を撃破

せんと試みんとするとも既に立者の立量完全なれば已むを得ず攻撃の論法を轉じて立者と反對の宗を成する所の立量を別に組織して之に對陣することゝなる、此に於て立者は完全の立量にて甲は乙なりといひ敵者又完全の立量にて甲は非乙なりといひ相互に執りて動かざるが故に立者も敵者を服すること能はず敵者も立者を服すること能はず甲の乙なるか非乙なるかを斷定すること能はざるに終る故に之を不定の部に屬して相違決定の過といひ略して又之を違決といふなり

「入正理論」に云く相違決定者如立宗言

聲は無常宗

所作性故因

譬如瓶等

有人立

聲常宗

所聞性故因

譬如聲性

此二皆是猶豫因故俱名不定と以上の「入正理論」の譬喩は勝論と聲生論との争に擬したるものにして勝論は聲生に對して聲無常を主張し聲生は勝論に對して聲常を主張す其宗立敵相違するは勝論は所作性の因を以て決定して動かさず聲生は所聞性の因を以て決定して動かさず斯くの如きは終に勝敗を決するに由なきものなれば相違決定の一例とはするなり但しこれにまた相違決定と決定相違との別ありて多少の解を要すれども煩しければ「大疏」の文を擧げて之を畧すべし云く相違之決定相違決定決定令相違決定相違第三第六兩轉俱是持業釋也と第三と第六とは悉曇八轉聲の第三轉と第六轉となり即ち一鉢聲二業聲三具聲四爲聲五從聲六屬聲七於聲八呼聲の中具聲と(後の決定相違)屬聲(前の決定相違)なり詳に釋するの違なし持業釋は六合釋の一なり

今勝論が聲生派に對し聲無常の宗を立て所作性なるが故にといひて之を完全なる立量とする所以は聲論師の中聲顯派は聲の所作性を許さざれども聲生派は之を許すによる又聲生派が勝論に對し所聞性の因を立て三相缺けずとするも

のは、勝論は所聞生の聲性を以て常住なりと許すものなればなり、故に「大疏」に、第一の立量につきて此乃勝論對聲生論云々若對聲顯隨一不成といひ、第二につきては、此乃聲生對勝論立若對餘宗說所聞性、是前所說不共不定といへり、蓋し、聲顯は所作性の因を許さざるが故、立者は之に對して他隨一の不成なり、又所聞性の因は、勝論の外聲生と之を許すものなきが故に、他に對しては不共不定なり、可知、

勝論と聲生との、聲性の義を畧知せしめんがため「大疏」の文を下に引かん、
「勝論聲性謂同異性實德業三各別性故本有而常住大有共有非各別性不名聲性聲生說聲總有三類一音響音雖耳所聞不能詮表如近瓶玉篇從古切瓶別名甕也語別有響聲二者聲性一一能詮各有性類離能詮外別有本常不緣不覺新生緣具方始可聞不同勝論三者能詮離前二有雖響及此二皆新生響不能詮今此新生聲是常住以本有聲性爲同品」

されば聲生は響と聲と、聲性の三を分つものにして、聲性は本有常住なれども、緣に隨ひて可聞となる、其の可聞となれるものは聲にして、聲の響の如く、無意味のものにあらず、即ち能詮のものなり、故に聲は響と共に新生のものなれども、一たひ可

聞の性となり、顯はるれば常住なるものなりとするなり、然るに勝論の聲性は單に同異性を以て聲性となすに過ぎざれば、其性質不同なり、然れども共に可聞常住なるは一なり、故に今、一は所作性を取りて無常といひ、一方は可聞性を立て、常と執する也、故に又「大疏」の文に云く、兩宗雖異並有聲性、可聞且常住、故總爲同喻、不應分別何者聲性、如立無常所作性、因瓶爲同喻、豈應分別何者所作何者無常、若繩輪(陶家な具り)所作、打破無常聲無瓶有、若尋伺(心作)所作、緣息無常聲有瓶無、若爾一切皆無、同喻、故知、因喻之法、皆不應分別、由此聲生立量無過、若分別者、便成過類、分別相似と

余は今此過失の一例として、更に新例を示さんに、

殷の湯王周の武王は亂臣賊子なるべし(宗)

主君を弑せしが故に(因)

譬へば王莽の如し(同) 周公の如し(異)

此の立量は論式として缺點あるものにあらず、然るに若し之に反して

殷湯周武は聖君なるべし(宗)

治國平天下の効偉大なるが故に(因)

譬へば堯舜の如し(同) 王莽等の如し(異)

これ又論式上過失あるものといふべからず、前者は主君を弑虐せしものは亂臣賊子にして、亂臣賊子にあらざるものは、主君弑虐をなすべきものにあらざるとの理となるべく、又後者は、治國平天下の効偉大なるものは聖君にして、聖君にあらざるものは、治國平天下の効偉大なるべからずとの斷案に歸すべきが故に、二者共に立場に於て缺點なく、三相完備せるものといひて不可なることなかるべきなり。

斯くの如く相違決定は、同一の主體につき、後陳に呈出すべき意見の、互に相異なるより、立敵各別に論法を組織するに、其論法の立敵孰れも完全無過なるものにして、勝敗決し難きものをいふなり、されば既に因に三相を完具し、其論式缺點なきに於ては、之を以て過失の一に加ふるは其當を得ざるに似たりといへども、これ因明の目的のものと悟他を以て主となすによるものにして、凡そ因明八大部門に分るといへども、要は眞能立を主眼とし、眞能立とは正當なる因喩を以て、宗を成立する所以のものにして、其宗を成立するは、即ち敵者をして、自己の宗義を悟らしめ、彼れ從來不許の事件を、今まさに許容せしむるにあり、即ち兩者反對の意見を有したりし

もの、其議論の結果、一は他の意見に一致したる所、即ち因明の目的の達せられたりしところにして、即ち宗の成立なり、然るに相違決定の如きは、其立場の形式は、固より完全にして、一の缺點なきが如しといへども、既に互に相執りて、一方の他方の意見に一致するの結果を見ざるが故、悟他の目的は、毫も達せられたるものといふべからず、悟他の目的の達せられざるは、能立にあらざるものは過失とせざるべからず、而して其結果甲を以て乙となすべからず、非乙となすべからざるの狀を呈するに至る故、之を不定の過失に加へたるものなり。

之に三句の分別あり、一は他比量の相違決定なり。

大乘對 汝が無表色は定めて實色にあらざるべし(宗)

無對と許すが故に(因)

心心所の如し(喩)

然るに之に反して

對大乘多 我が無對の色は是れ實色なるべし(宗)

色の性と許すが故に

許す色聲等の如し(喩)

これ初め他比量にして、後自比量なるものなれば、之を他比量の相違決定とす、二
は自比量の相違決定なり、これ他比量に反して、前自比量にして、後他比量なるもの
なり、されば相違決定にありては、必ず前他比なれば、後自比、前自比なれば、後他比な
ることを知るべし、前に相違決定の特性として、立敵各自に一立量を組織すること
いひしは此謂なり、次に第三、共比量の相違決定は「入正理論」に擧ぐるところの
例の如き是なり、

以上六不定の過失に終りたり、之を要するに、不定過は相違決定を除けば、他は三
相不完備の因にして、就中第三異品遍無の法を犯す(不共不定の外は皆)ものなるこ
とは前に述べたり、而して之を九句因に配するに左の如し、

第一句、同品有異品有………共不定(一)

○第二句、同品有異品非有

第三句、同品有異品有非有………異分同全不定(四)

第四句、同品非有異品有

第五句、同品非有異品非有………不共不定(二)

第六句、同品非有異品有非有

第七句、同品有非有異品有………同分異全不定(三)

○第八句、同品有非有異品非有

第九句、同品有非有異品有非有………俱分不定(五)

二八は正因なり、不定過の異品の規則に反するもの多きは右にて知るべし、

(三) 四相違

因十四過中の最後を四相違の過失とす、相違因とは、立者の成せんと願ふところ
の宗に、反對の宗を成せんとするの因となるものなり、更に之をいへば、今、丙なる
のは總べて乙にあらずといふこと、不動の理なりと假定するに、若し立者が、

甲は乙なり(宗)

丙なるが故に(因)

と主張することあらんか、これ、丙なるが故に、の因は、立者の宗を成せずして、反て

反對の「甲は乙ならず」といふ宗を成するに至るべし、此くの如き因を名けて相違因
とはいふなり、『大疏』に云く、相違義者謂宗相返、此之四過（四相）而取他因、立者宗
成相違與相違法而爲因故名相違因、因得果名相違也」と

今此の四相違を分説するに先ちて、豫め此に數個の要件を略説すべし、

(一) 相違因も前の相違決定の如く、立者と敵者と互に各一種の論式を組織する
を以て法則とす、而して其立者の論式は、之を前量と名づけ、敵者の論式は之を後量
と名づく、

(二) 相違因と相違決定との區別を知らざるべからず、相違因と相違決定とは相
似たるものなれども、大に二種の區別あるものとす、

(イ) 相違決定は、立者と敵者と、其論式の宗相反對せるが故に、之を成立せんとする
能立の因も、また互に各別の事件を用ふるを規則とす、然るに相違因は然らずし
て、立者の用ひたる所の因を以て、敵者亦直ちに之を取りて、自己の宗を成す
るの因とすべきものとす、

(ロ) 相違決定は之を前後俱邪と名け、前後二量共に悟他の結果なきが故に、似能立

に屬すべきものとすることは前に述べたるところの如し、然るに相違因にあり
ては然らずして、之を前邪後正と名つけ、立者の論を似能立とし、敵者の論を眞能
破と定むるの別あるものとす、

(三) 次ぎに比量相違と相違因の過失との別を知らざるべからず、比量相違と相違
因とは、互に相類似したるものにして、例へば、

聲は常なるべし(宗)

所作性なるが故に(因)

といへば、所作性の因は無常の宗を成すべきものにして、常の宗に反するもの故、
之を相違因の過失と見るべきもの、如し、然るに聲は常なるべしなる宗は、宗の上
に於ては既に當然所作性の因に反するものにして、比量相違の宗なるもの、如し、
然らば其の間比量相違と相違因との間に、何の別あるやと云ふに、比量相違は、立者
の宗が、敵者の見付たる因に違する過失にして、相違因は、立者の宗が敵者の陳ぶる
因喩に違するは勿論なりといへども、其の敵者の陳ぶる因は、本立者自身に見付け、
立者自身に陳べたる因なり、故に其の本を論ずれば、敵者の因は即ち立者の因なり、

立者の因にして、立者自身の宗に順せず、反て自身の因に相違したる敵者の宗を立ずる爲めの因となる過なり、故に立敵相對して之を論ずれば、比量相違は立者の宗が敵者の因に違する過失なり、相違因は、立者の因にして、立者の宗に違する過失なりといふべし、又之を宗因相對して論ずれば、比量相違は、宗の方に就いて因に違するの過失を論ずるにあり、相違因は、因の方に就いて宗に違するの過失を論ずるにあり、之を比量相違と相違因の區別の主要とす、

(四) 因明學中、此の四相違の門に局り、特別の名稱あることを知らざるべからず、凡そ因明に於て、宗の前陳を自性或は自相といひ、宗の後陳を差別或は共相といふは、一般のことなりといへども、相違因の部門に限りて、前陳後陳の區別なく、凡そ言語の發表を總べて自相と名づけ、意内の懷抱を總べて差別と名くるものとす、



凡そ此の義を明にせんと欲せば、自相差別に三重の相對あることを知らざるがらず、

- (イ) 局通相對
- (ロ) 前後相對
- (ハ) 言許相對

なり、(イ)局通相對とは範圍の廣狹によりて、自相差別の名を得るなり、例へば「人は死すべし」といはんか、「人なるものは、人といへる一團の外に通ぜざるが故に、其範圍狹隘にしてこれ局なり、死す」といふ語は人以外一切の生物に通じ、其範圍大なるが故に通なり、其の範圍の狭きものは之を自相とし、其範圍の廣きものは之を差別とす、これ局通相對なり、

(ロ)前後相對とは、今の例によりていへば「人なるものは前陳にして、死すべし」は後陳なり、此の場合に於て其の前なるものを自相とし、後なるものを差別とするは前後相對なり、故に「人は自相にして、死すべし」は差別なり 七〇頁 參照

(ハ)第三の言許相對とは、言陳と意許との相對にして、言語の上に現はれたるもの

を自相とし、言語以外の意内の事件を差別とするなり、例へば、生命を保つのみならば、犬馬も之を能くす」といはんか、これ自相なり、然れども其裏面には、人にして生命を保つのみにては人の人たる所以にあらず、「人には犬馬に異なる所以のものなからず」などの意味を有せるものとせば、それは意許なり、之を言許相對とす、今此四相違に、自相差別をいふは、第三の言許相對なりと知るべし、(なほ「大疏」を見るべし)

三 法自相相違

四相違中の第一を法自相相違の過失とす、法自相相違とは、法は宗後陳の謂にして(有法、法のことは前に述べたり、(七〇頁)参照)自相とは、即ち立者の意許に對する、言語に發表せられたるところを指すなり、されば法自相とは、要するに宗の後陳を指すものにして、自相の言を以て發表せられたる、言語以外の意義(即ち言外裏面の意味)に區別したるものなり、相違とは立者の之を成ぜんとして發表したる宗後陳に對し、反對の斷案を出すとき、之を相違といふなり、故に法自相相違の因とは、他語にていへば、後陳公言(自)反對の因といはんが如し、後陳に公言したる所と、反對の斷案を出

すべき因なればなり、

「入正理論」に云く、法自相相違(因者、如説)

聲常(宗)

所作性故(因)

或

勤勇無間發故

といへり、斯は聲論師が勝論に對して、聲の常住を主張するに擬するものにして、更に之を詳に示せば左の如し、

一は聲顯論師にして、

聲は常住なるべし(宗)

所作性なるが故に(因)

虚空の如し(同喩) 瓶等の如し(異喩)

二は聲性論師にして、前と宗を同じくし、

聲は常住なべし(宗)

勤勇無間の所發なるが故に(因)

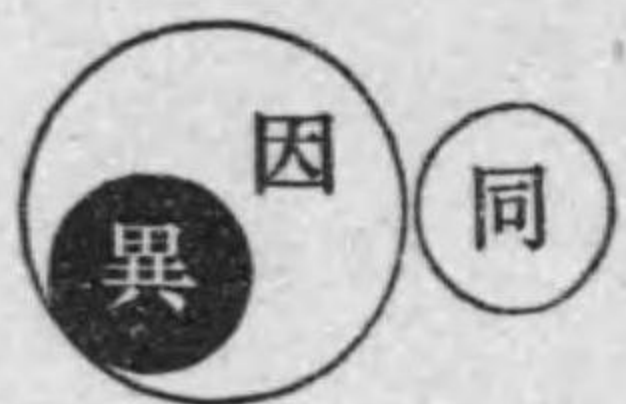
虚空の如し(同喩) 電瓶等の如し(異喩)

といふが如きは、兩つながら法自相相違の因なりとなり、何となれば此等の因は、立者の宗を成する理由とはならずして、却て反對の宗を成する理由となればなり、开は此等の因は、異品に有にして同品に無なるの失あり、即ち因の後二相を缺けばなり、之を『入正理論』には、此因唯於異品中有是故相違といへり、されば今此の例に於て第一につきていはゞ、所作性の因は、同品の處空には遍無にして、處空は常住なれども所作性のものにあらず、第二相缺、然るに却て無常なる異品の瓶等には遍有にして、瓶は實に所作性のものなり、第三相缺、これ此の因は、立者の宗を成せずして、反て相違の斷案を下すの因となる所以なり、又第二の例につきていふも之と同一理にして、勤勇無間の所發人の意力と共に發現するの義なるものは、同品の處空に對しては固より遍無なり、而して異品の瓶等は、反て勤勇無間所發のものにして、電等は然らず、さればこれは同品に遍無にして異品には有非有なりといふべし、これ豈に反對の宗を成する所以ならずや、今更に一例を出せば、

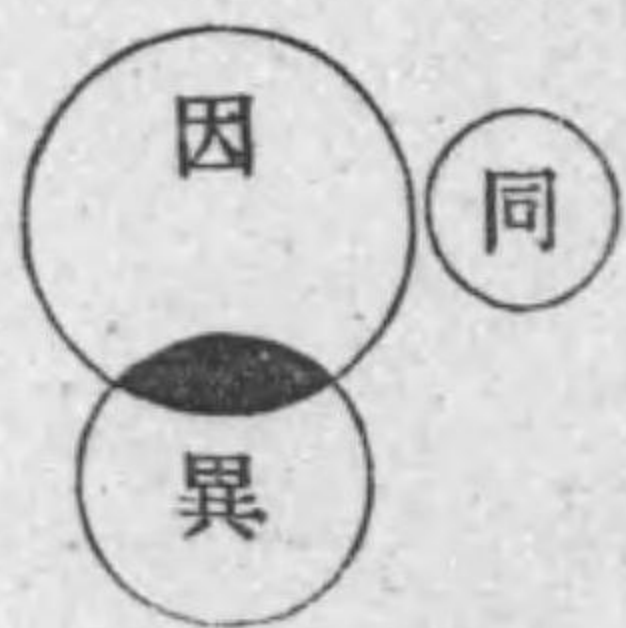
甲某は死することなかるべし(宗)
生物なるが故に(因)

石瓦等の如し(同) 人畜類の如し(異)

といふことあらば、そは法自相相違因なるべし、何となれば生物の因は、同品遍無異品遍有なればなり、之を同無異有の相違因とは名づくるなり、即ち因の三相中、後の二相を缺くことあるが爲めに、必ず通ずべき同品には通ぜずして、必ず通ずべからざる異品に反て遍通するに至るが故、其の因は相違の宗を成立することゝなるなり、『大疏』に、此之二因、聲性論師、返成無常、反して違宗所陳法自相故名相違因、といふものは是なり、之を圖に表すれば左の如し、



聲性論師及び
甲某は云々の
例



聲顯
論師
の例

之を九句因に配當すれば、第四句(同品非有異品有)及び第六句(同品非有異品有非)

有是なり、正しく二(同品有異品非有)八(同品有非有異品非有)の正因に反對なることを知るべし、

正因 { 二句(同品有異品非有) …… 四句(同品非有異品有) 法自相相違因
八句(同品有非有異品非有) …… 六句(同品有非有異品有) }

此くの如くなるが故に、若し立者にして此等の因を以て宗を成ぜんとするものあらば、敵者は必ず之に向て反對の立場をなすべし、之を後量或は能達の量と名づけ之に對して前者を前量又は所達の量とはいふなり、例へば、

第一に對し、

聲は無常なるべし(宗)

所作性なるが故に(因)

瓶等の如し(同) 虚空如し(異)

といふが如く、第二に對しては、

勤勇無間の所發なるが故に(因)

瓶等の如し(同) 虚空の如し(異)

といふが如し、

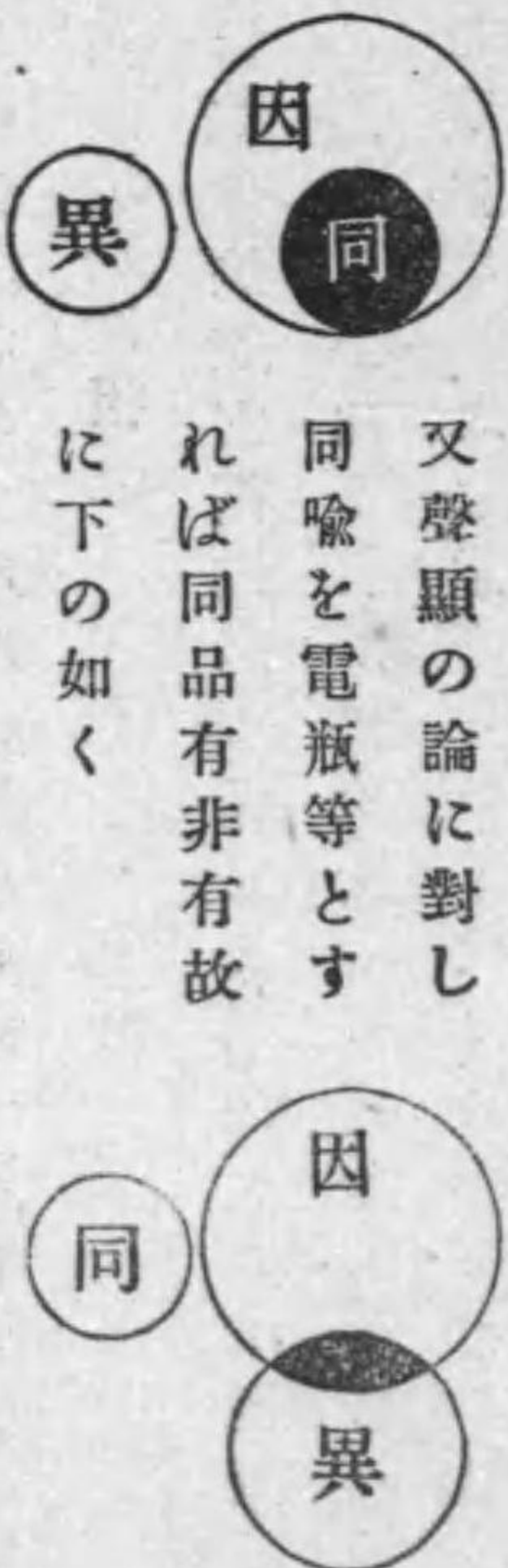
以上によりて、能達の量は、總べて敵者所達の量に用ひたる因を、其儘採用し來り、喩は所達の量に於て、同喩たりしものを、能達の量にありては異喩となし、彼に異喩たりしものは、此れに同喩たらしむべきものたるを了知すべきなり、されば甲某云々の例に於ても、

甲某は死することなきにあらざるべし(宗)

生物なるが故に(因)

人畜等の如し(同) 瓦石等の如し(異)

となるを知るべく、故に前圖は、



となりて、所謂九句因中の二八の正因と變すべきなり、

古 法差別相違

四相違の中第二は法差別相違因の過失なり、法とは宗後陳のことなるは前に同じ、差別とは前に述ぶるが如く、言語に表詮せられ、公言せられたる自相に對する名稱にして、意内の懷抱なり、之を意許といふ故に、法差別とは、即ち宗後陳の意許にして、又宗後陳意内相違因といふべきものなり、

總べて此の法差別相違の因なるものは、立者が自己の宗を成ぜんとして、因を述ぶるに當り、若し其の宗を成ずるに自己の思想を露骨に發表するときは、種々の過失に陥りて、之がために反て宗の不成立を來すの恐れあるに當り、特に曖昧の言語を用ひて敵を欺かんとするより起るものとす、即ち曖昧の言語なるものには、必ず兩個の意味ありて、立者の真意の所在を明にせず、以て表面上論式の正當を裝ふものとす、而して其の曖昧の言語は、即ち自相にして、其の裏面の立者が成ぜんとする真意は、即ち差別なり、されば差別には必ず其の自相をして曖昧ならしむる所の二個の意義ありて、立者の真意は其中の一にあり、他の一は立者の成立を願はざるも

のなり、此の二個の差別をば、二等の意許差別といひ、其中、立者の成立を願ふところの一を意許の樂爲所立宗と名づくるなり、

然るに今論式の上に於ては、即ち自相の上のみより見れば、宗因喩共に満足にして三相缺くるところなく、一も非難の點なきが如きものといへども、若し其の意許に立ち入り、曖昧の造語を分析して、立者の樂爲所立の宗を求むるときは、前の三相完全にして一點の缺點なかりしもの、即ち同有異無の因なるものが、忽ち同無異有となりて後二相を缺き、之がために立者の成立を望みたる、所謂樂爲所立宗の成立を見ずして、反て其の成立を願はざりし第二件を成ずるに至ることあり、斯る場合に、其の因を法差別相違の過失ある因とは名づくるなり、此の例として「入正理論」に云く、「法差別相違因者、如説、

眼等必爲他用(宗)

積聚性故(因)

如臥具等(喩)

といへり、これ數論が佛徒に對し、我なるものを成立して、我は受者なれば眼等を

受用すといふことを主張せんと欲するも、若し我を有法として、我は眼等を受用すべしといはゞ、所別不極成の過失あり、又我を法として、眼等は我に受用せらるべしといはんか、能別不極成の過失あり、之と同時に、前者ならば、積聚性の因は兩俱不成となり、臥具の喩は所立不成となるべく、後者ならば、積聚性の因は法自相相違となり、臥具の喩は所立不成となる等の過失あり、若し又更に、眼等は假他のために用ゐらるべしといはんか、假他とは即ち假我を指すことゝなるが故に、立敵共許にて相符極成の過失あり、此等の過失を避けて、自己の宗を成ぜんとするが故に、此に曖昧なる他の爲めに用ひらるべしといひ、其の他なるものゝ何なるかを明了にせず、以て表面上三相の完全を装ひたるものなり。

凡そ數論にては、前に既に述べたるが如く、二十五諦なるものを立て、第一諦を自性とし、第二十五諦を神我とし、中間第二十三諦を自性より轉變し、神我に受用せらるゝものとなすなり、然るに眼等の五根は固より二十三諦の中に屬するものにして、神我の需用に屬するものなれば、今數論が他の爲に用ひらるべしといふは、暗々に神我のために用ひらるゝの意を寓するものなり、然れども數論といへども、又

假我を許さざるものにはあらず、乃ち神我(實我)の二十三諦と和合して、此の假和合の我身心を成ぜることを許さざるものにあざれば、今單に、眼等は他に用ひらるべしといふも、其の他なるものは、彼の實我を指すか、將た假我を指すか、二等の意許差別に於て、甚だ曖昧を極めたりといふべし、然れども數論の眞意、即ち樂爲所立宗なるものは、必ず實我にありて假我にあらず、若し假我にあらば、相符極成なり、而かも若し實我と顯說せば、前に述べたるが如き種々の困難あるが故に、終に、他なる曖昧語を以て、表面上完全なる立量をなすに至れるなり、積聚性とは、多くの極微相聚りて成すところのものなり、故に若し其の樂爲所立宗を穿鑿するときは、終に法差別相違に陥るを免れざるなり。

「入正理論」の文に云く、此因、如能成立眼等、必爲他用、如是亦能成立所立法、差別相違、積聚他用、諸臥具等、爲積聚他所受用、故と、「大疏」に之を解して云く、其數論師、眼等、五法、即五知根、臥具、床座等、即五唯量、所集成法、不積聚他、謂實神我、體常本有、其積聚他、即依眼等所立假我、無常轉變、然眼等根、不積聚他、實我用勝親用、於此、受五唯量、故由依眼等方立假我、故積聚我用、眼等劣、其臥具等、必其神我須思量受用、故從大等次第成

之若以所思實我用勝假我用劣然以假我安處所須方受床座故於臥具假他用勝實我用劣今者陳那即以彼因與所立法勝劣差別而作相違非法自相亦非法上一切差別皆作相違故論但言與所立法差別相違といへり

何故に彼の積聚性の因は法差別相違の過失あるやといふに立者數論の眞意を考ふるに彼の他なるものは決して假我を指したるものにあらずして樂爲所立宗は實我にあるべし然るに彼の因なるものは所立の法差別即ち後陳に成ぜんとする神我に用ひらるべしといふとは全く反對して積聚他即ち假我なり我に積聚我不積聚我の二とす積聚我とは五唯所成極微積聚の假和合なり不積聚我は神我にして體は常住本有とす然るに宗に他のためにといふ故今積聚他不積聚他といふなり)の爲めに用ひらるべしとの立者の成立を願はざる宗を成すに至るべければなり何となれば眼等の五根なるものは固より勝論の所立に隨ふも神我假我兩者の受用するところなりといへども實我の用は勝れて假我の用は劣れりとするものなり然るに更に臥具等は如何と考ふるに若し臥具等を以て神我が受用せんと思ふよりして大等より次第して之を成するものとし神我の所思なりとして神我

のみに對するときは臥具も神我のための臥具にして神我の用勝れたり(即ち神我に親し)といふべきものの如しといへども臥具なるものは固より假我を安處せんがためのものにして實我の所思として受用せらるゝを親しとすべきにあらず然らば臥具の喩は假我の用勝れたりといはざるべからず此の故に彼れが同喩として宗を立せんがために引けるところの臥具は反て宗を成せずして同品非有異品有の境に陥るに至るべし何となれば能別不極成を許して見るに立者の論式は實は

眼等は必ず神我のために用ゐらるべし宗

積聚性の故に(因)

臥具等の如し(喩)

といふに當ればなり故に若し之が能達の作法を立せば

眼等は實我のために用ひらるものにあらざるべし(宗)

積聚性なるが故に(因)

臥具等の如し(喩)

となるなり、何となれば積聚性の臥具等は、實我の受用にあらざるが故、終に反對の斷案となりて、眼等も積聚性の故に假我の受用となるべき理なればなり、故に「大疏」には、「其臥具等積聚性故、既爲積聚假我用勝、眼等亦是積聚性故、應如臥具亦爲積聚假我用勝」といへり、これなり、

今又別に他の一例を示さんに、若し耶徒が佛徒に對し、

萬物は他に造られたるものなるべし(宗)

自身に自身を造ること能はざるが故に(因)

人造の器械の如し(喩)

といはんに、忽ち之を見れば、論式上敢て欠點なきが如しといへども、立者の樂爲所立宗を尋ねるときは、他なる曖昧語の内には、獨一眞神と、他の原因事情との二件の中、必ずや獨一眞神の造成なることを主張せんと、意に出でたるものなること疑なし、果して然らば、これ其の樂爲所立宗を成ずるの因にあらずして、反對の宗を成ずるの因たるべし、故に之に對して、

萬物は獨立眞神の所造にあらざるべし(宗)

自身に自身を造ること能はざるが故に(因)

人造の器械の如し(喩)

といへる能達の作法を生ずるに至るなり、何となれば、人造の器械なるものは、獨一眞神の所造物に對しては、實は宗異品となるべきものなり、自身に自身を造ること能はざるものに對しては、同喩たるに相違なしといへども、人造物は自ら神造物にあらず、されば此の場合に於ては、恰かも同品非有の状態といはざるべからず、故に彼れの立量の如くなるときは、同喩として引けるものは、實は宗異品にして、神造物の同品となるべきものは、宇宙間これなきがゆへに、同喩なるものは、全く擧ぐべからず、第二相缺而かも異品に對しては、此の因は遍有なりといひて然るべきものなり、何となれば如何なる人造物も、一として自身に自身を造ること罷はざればなり、第三相缺故に彼れの意許の樂爲所立宗に考ふるに、全く因の後二相を缺けるものといふべきなり、但し右の論式に於て、異品を擧げざるは、異品とすべきものこれなきによるなり、即ち「入正理論」の例にていはゞ、神我諦、自性諦は、佛者の許さざるところなれば、其の他に立敵共許の他の用をなさざるものあるなく、又耶佛の争に於ても、獨

一眞神は立敵共許にあらず、而して自然物は悉く神造とし、人造物を悉く之が同喩とすれば、其の外に神造物にも人造物にもあらざる異品のあるべき理なきなり、故に異品を擧げず、立者異品を擧げざるが故に、敵者また異品を擧げざるなり。

以上述ぶるところによりて、(一)總て法差別相違因の能達の作法は、因と喩とは共に所達の作法と同一なるべきを知るべく、(以下)の二相違も之に同じ、(二)次に總て四相違能達の作法は、遮詮にして表詮にあらず、特に後三相違は、遮詮無躰を法則とすることを知らざるべからず、即ち立者の論を打破するを目的とし、必ずしも之と同時に、之と反對の説の成立を要するものにあらざるなり。

(五) 有法自相相違

四相違過の第三を、有法自相相違因となす、有法とは宗依前陳を指すこと前に述べたるが如し、自相とは、意内の別件に對して、前陳に公言したる、發表せる言語を取ること、亦前に準ず、されば有法自相相違因とは、即ち前陳公言反對因といふべきものなりとす。

此の有法自相相違因と有法差別相違因の二過を解せんとするにつきて、學者の

知らざるへからざる二要件あり、今之を左に述べん

(一) 凡そ立論の種類を分つときは、物の存在不存在を諍ふもの(因明には躰を諍ふ立論といふ)と、物の屬性如何を諍ふもの(因明に義を諍ふ立論といふ)との二種ありて、而して此有法自相相違因、並びに有法差別相違因の二は、共に躰を諍ふ立論に屬するものなり。

(二) 凡て立論の目的は、宗後陳の前陳に附著して不離なることを成ずるにあれば、立敵二者の間に於ける論點は、前後兩陳の中、固より後陳にあること論を俟たず、然るに語を曖昧にして、表面上論式の完全を裝ひ、其の所立を成ぜんとするものにあたりては、此の事必ずしも一定して、後陳を争點となすに限らず、唯表面上より一瞥すれば、恰かも通常の論式の如く、其の争點は後陳にあるものゝ如しといへども、更に立者の意内に立ち入るときは、反て其の争點の宗前陳に存すること珍しからず、因明には之を有法意許といふなり、然るに此の有法自相相違因、及び有法差別相違因の二者は、根本立者が瞬味の造語によりて、言語の表面上論式の完備を裝ひたるものなるが故に、一見直ちに争點の宗後陳にあること、通常の論式と異なるなしとい

へとも、更に立者の意内を探ぐるときは、其の實争點を前陳の上に置けるものにして、随ひて立者が言語の上に表明したる論式上に於ける因は、其の有法意許、即ち立者の立せんとし、敵者の破せんとする、真正の論點争點に照らすときは、反て自ら其の自己の發せる言を打ち消し有法自相相違若しくば其の意義を打ち消す有法差相相違こととなるものあり、これ即ち相違因の後二者の謂なりとす。

されば此の第一の有法自相相違因とは、畢竟立者が自ら發表せる論式と、其の有法意許論式上の争點は法、即ち後陳にあるものとを對照するに、其の曖昧の造語は、會自己の意許を打ち消すものなりと知るべし。

今茲に一例を出して之を明さんに、若し耶蘇敎者にして、萬物已外に眞神の存在を立せんとし、

神は物にあらず(宗)

吾人の五官に觸るべき形象なきが故に(因)

心の如し(喩)

又

神は心にあらず(宗)

敎育經驗によりて發達すべきものにあらざるが故に(因)

物の如し(喩)

の二論式を組織したることありとせんか、之を言語上より見るに、三相完全して共に非難すべからざる眞能立なるが如しといへども、之を其の意許に探るに、争點は寧ろ有法にありて、其の言語は反て意許と衝突することを發見すべし、これ有法自相相違因の過失あるものなり。

蓋し耶蘇敎者が、今此の二種の論法を立つる所以のものは、其の同喩を示さんがためにするところにして、若し二種の論法によらざれば、同喩を示すこと能はざるべければなり、何となれば、神は萬有にあらずといふも、其の同喩となるべきもの外にこれあることなければなり、缺無同喩の過失されば萬有を大分して物心とし、一面よりは神の物にあらざるをいひ、心の如し、一面より其の心にあらざるをいひ、物の如し、以て神は物にも心にもあらず、物心以外の存在者なりとの意を、暗々に成せんと企つるものなりとす、即ち獨一眞神なるものは、萬有以外に存在すといふを以

て、立者の意許となすものといはざるべからず、

果して然らば、立者は單に神といひて、萬物創造萬有以外の眞神を暗示したるものにして、其の如何なる神なるかの性質は、曖昧語の内に葬れるものなり而して此の神は、物にもあらず、心にもあらずといひしのみにて、萬有以外に存在すと有體の論をなしたるものにあらず、然るに其の意許を探るときは、實は表面上遮證の語を用ひたるが如きも、其の意は神の存在することを主張する有體表證の論にして、其の意許は宗後陳にあらず、宗前陳の神なるものにあることを知るべし、既に斯くの如くなるときは、立者の意は曖昧の語に於て、神といひしは其の實獨一眞神にして、其の意許は、其の獨一眞神の存在することを、默認せしめんとするにあるものなれば、此の論式の因は、反て立者の目的所立を打破するの因となるに至るなり、故に敵者は論法を組織して、

汝の神は神にあらざるへし(宗)

吾人の五官に觸るべき形象なきが故に(因)

心の如し(喩)

又

汝の神は神にあらざるべし(宗)

教育經驗によりて發達すべきものにあらざるが故に(因)

物の如し(喩)

といふに至るべし、

因の三相に於て、後二相、即ち同品定有、異品遍無の法則に反したるものは、固より不正の論法にして、今右述べ來りし立者の論は、正さに之に當るなり、何となれば、論式上より見れば、三相完全したるものに似たりといへども、其の意許は、敢て神の非物非心を明にするを目的としたるにあらず、其神の萬物外の存在を目的としたるものなり、故に若し萬物外のものに對すれば、萬物は悉く異品なり、今引けるところの同品なる物も、心も、實は共に異品にして、表面言語上に於てこそ同品の如く裝ひたれ、其の實異品を同品視したる自殺の論法なりしなり、何となれば、彼の論式に於て同品遍有なりしものは、反て異品遍有なりしことを證したればなり、之と同時に、同品は缺無にして、隨ひて同品定有の第二相を缺き、畢竟後二相缺乏の過失に陥り、

返て敵者が立者の因を用ひて、反對の立場を組織せしむるに至りし次第なりとす、且つ夫れ此の論式にありては、義を諍ふ立論にあらずして、物の存否即ち體を諍ふ論なるが故に、同品の心は心にして神にあらず、物は物にして神にあらざるが如く、汝の神も汝の因喩を以て見るに、物か、心か、將た何者なるかを知らずといへども、必ずや神といふべきものにあらざるべしと、彼の因喩を以て、彼れの有法、即ち前陳を打消すことを得るなり、

『入正理論』には、有法自相相違因者、如説、

有性、非、實、非、德、非、業、(宗)

有一實故、(因)

如同異性、(喩)

といへり、之につき簡單に其の因縁を一言せざるべからず、

勝論の祖師の鶴鷓仙なることは前に既に述べたり、頁參照、鶴鷓仙既に六句義の法を悟りて入滅を欣ぶも、未だ傳法の人なきを悲しむ、傳法者必ず七徳を具すべし云々煩を厭ひて畧す、後多劫を経て、波羅痾斯國に五頂といふものあり、鶴鷓之を得

て法を傳へんと欲す、即ち之を引導教誡すること幾千歳漸く根熟するを見て、山中に行きて其の六句義の法を傳ふ、先づ始めに實徳業の三を説き、以て第四句大有性に至りしに、五頂疑て未だ信受せず、仙曰く、大有は能有にして實徳業は所有なり、故に實徳業の外に其の體ありて、常にして一なりと、五頂從はずして曰く、實徳業の性無ならざるところ、これ能有なるべし、何ぞ此の外に別に能有あるべけん、鶴鷓依て已むを得ず、第五句、同異句義を説く、曰く、同異句義とは、實徳業をして相分ち、相同うせしむるものにて、之に總別の二あり、總の同異句とは、全躰の上には同、異は異と差別し、又類同せしむるものにして、其中に於て箇々の上に、又同異句あり、これ別の同異句なり、故に同異句は、其體常にして衆多なりと、又第六に和合性を説いて曰く、和合性なるものは、一にして常なるものにて、能く實徳業の三をして、相和合して相離れざらしむるものなりと、斯くて五頂は一、二、四、五、六の五句を信受して、獨り第三句を信せず、鶴鷓乃ち同異性を以て同喩とし、『論』に擧げたるが如き論量を成して、五項に説きしに、五項始めて疑を解き、鶴鷓漸く傳法の人を得て、終に寂滅に入りしと傳へたり、今『論』の例は、斯くの如き因縁あるものなるに、今は有法自相相違因の

適例として此に出されたるなり、

扱て右の例に於て、今「有性は實にあらざるべし云々」といへるは、個體が單に有性が實にあらざる徳にあらざる業にあらざることをいはんとにはあらず、其の意許を探れば、彼の大有性の實在を主張せんとするにあるものなること固より明なり、然るに始めより「大有性は實在すべし」との表詮の論法を出さんか、有法の大有性なるものは、敵者五頂の許さざるところなれば、先づ宗に於て、第一に所別不極成、又因に隨一不成の過失に陥るべし、此の故に有性なる曖昧の語を用ひ、單に有無の有に擬して、其實は實徳業以外に存在する、大有性を所別となしたるものなり、他語にていへば、實徳業の有りといふことは、五頂も既に許す所なる故、表面上有性といひて、唯、有りとの義に通はせ、其の實大有性の存在を主張し居るものなりとす、故に「大疏」の文に云く、「有性、有法、非實者法、合爲宗、此言有性、仙人五頂、兩所共許、實徳業上、能非無性、故成所別、若說大有、所別不成、因犯隨一、此之有性體非即實」といふなり、

先づ即實離實のことを一言すべし、即實とは、實徳業も同じは有りといふは、實の外に有性なるものあるにあらざれば、即實といひ、離實とは、實の外に實をして存在

せしむるところの實體、大有性別在すといふは、離實といふなり、故に前の有性なるものは、即實離實の二を合して、立者の目的は離實にあれども、表面上は即實の如くに装ひ、三相完全の體裁をなせるなり、若し然らずして、離實の大有性なるときは、前述の如く、宗に所別不極成、因に隨一不成を犯すこととなる、「大疏」の文の、此、文、有性體非即實といへるは是なり、

然るに立者の有性の曖昧語の中には、前に述ぶるが如く、即實離實の二等の意許差別ありて、樂爲所立は離實にあるが故に、若し其の因を以て、之を其の樂爲所立宗に對するときは、忽ち有法自相相違の過失に陥るべきなり、

されば同喩に示したる異性なるものは、單に言語上より見るときは、非難の點なく、同異性も亦實を有す、徳業も同じることは、五頂の許すところにして、(第二相不缺一)若し異喩として、虚空の如しといふが如き例を擧げなば、虚空は實を有せざるがゆへに、第三相も亦不缺なるものゝ如し、然れども若し立者の意許に照して考ふるときは、既に大有性の存在を目的とす、然るときは、同異性なるものは、大有性とは全く別物にして、彼も離實の別在物なれば、これも離實の別在物なり、互に異品となるも、

毫も同喩たるべき理なし、終に「一實を有するが故に」の因は、異品を成ずることゝなるに至るべきなり、但し實を一實といふ所以は、勝論は無實有一實、有二實有多實等の分別あるより來るものなれども、詳説するの違なし、故に「論」には、此因如能成遮スルカスルヲ實等如是亦能成遮スルカスルヲ有性俱決定故といへり、即ち有一實の因は、能く實にあらざ徳にあらざ業にあらざといひ得るが如く、また、大有性にあらざと、有性をも遮することゝなるべしとなり、何れに對しても共に決定の因なればなり、故に

大有性は實在にあらざるべし(宗)

一實を有するが故に(因)

同異性の如し(喩)

といふことを得るに至るなり、因に一實を有するとは、立者の地位にありて、大有性が實(徳業)を有して存在せしむるところの別體なりとの義なるべきも、五頂より見れば、敵者單に一實有りとの、即實の義に解するが故に、諸一實を有するものは實在にあらざといふを得べき次第なればなり、

六 有法差別相違

四相違の中、第四を有法差別相違とす、有法差別の名は前に准じて知るべし、之を要するに、前の第二法差別相違に於て述べたる如く、凡そ曖昧の論法には、其の語中に二種の意味を有せしめ、一は自己の樂爲所立にして、他は其の成立を願はざるものなり、而して表面三相完全の論式に於て、若し樂爲所宗に望むるときは、其の語の反て相違宗を成ずるに至るとき、之を差別相違とす、而して其の曖昧語の宗後陣にあるものは、法差別にして、宗前陳にあるときは、有法差別なり、

今前の有法自相相違の例につきて説明せんか、彼の「神は物にあらざるべし」(宗)といひ又「神は心にあらざるべし」(宗)といひし神なる宗前陳には、二種の意義を含ましめたること疑なし、第一は萬物創造の獨立眞神にして、第二は國民の崇奉する國神なり、而して立者は第一の眞神を立せんと欲するものにして、實は「神は萬物の創造者なり」との樂爲所立宗を懐けるものなり、然るに若し立者の如く、

神は物にあらざるべし(宗)

形象なきが故に(因)

心の如し(喩)

又

神は心にあらざるべし(宗)

教育經驗によりて發達すべからざるが故に(因)

物の如し(喩)

といはんか此等の因は、立者の意許に照らすときは、明かに同無異有なり、反て立者の成立を欲せざる、他の一をして成立せしむるに至るべきなり、故に之に對する能達の量は、

汝の神は萬物の創造者にあらざるべし(宗)

形象なきが故に

教育經驗によりて發達すべからざるが故に(因)

心の如し(喩)

物の如し(喩)

今更に他の一例を擧げて、之を説明せんか、一耶敎の徒あり

イエスは常人にあらざる(宗)

人生を救済すと許すが故に(因)

眞神の如し(同)

吾人の如し(異)

これ三相完全の論量なり、何となれば、イエスは萬人のために、十字架にかゝれるものにして、これ人生救済の業なりとするが故、其の第一相の缺けざること知るべし、又常人にあらざるといへる同品は、眞神の一部に關係ありて、第二相缺けず、異品は通常人なれば、其の三相缺けざるも又知るべし。

然るに翻て此の宗者が斯る論量を立する所以を考ふるに、恐らくはイエスは神子なりとの意義を暗に斷ぜんとするものならん、果して然らば、其の實、イエスは神子なりとの表詮の論體に出づべきものなり、然かも斯くの如くするとき、能別不極成、或は缺無同喩法、自相相違等の過失に陥るべきが故に、之を避けんと欲して、遮詮の語を用ひ、表面三相の完全を装ひたるものなるべし、故に若し立者が意許なる、イエスは神子なりとの宗に對するとき、彼の因は反て宗に反對の結果を與ふるに至るなり、何となれば、同品の眞神は、眞神にあらざる故、異品なり、因の異品に關係ある

が故に、第三相を缺く、又イエスの外に神子なきが故に同品なし、同品なきが故に、因は同品に關係すべきなし、缺無同喩にて第二相缺く、既に後二相を缺くが故に同無異有の相違因とならざるを得ざるなり、即ち立者の能立の因は、立者樂爲所立の宗に望むれば、反て之を成ぜずして、之に反對の他の宗を成ずるなり、此に於て能違の立量は、立者の因を用ひて反對の宗を成ぜんとするなり、

イエスは神子にあらざるべし(宗)

能く人生を救濟すと許すが故に(因)

眞神の如し(喩)

但し此の能違の量は、唯汝が人生を救濟すと許すは眞神にして、神子にあらず、假令眞神が人生を救濟すと許すも、人生の救濟者は神子なりとの證明とはなすべからずと、之を遮したるものなりとす、

然るに此に一の疑問あり、若し斯くの如くなれば、立者が「イエスは神子なるべし」といふに對し、敵者は「イエスは神子にあらざるべし」と難ずるものなれば、其の争點は「神子なり」といふと、「神ならず」といふとの宗後陳にありて、宗前陳にありといふべ

からざるもの、如し、果して然らば、これ法差別相違因にして、有法差別相違因といふべからざるが如し、如何、曰く然らば、立者の宗は「イエスは常人にあらず」といふにありて、「イエスは神子なるべし」といふは、宗前陳に含まれたる立者の樂爲所立宗なれば、未だ公言せられたるものにあらず、されば今「イエスは神子にあらざるべし」といふは、立者の宗前陳の樂爲所立を論破したるものなれば、固より有法差別に屬すべきものなること論を俟たざるなり、

『入正理論』には、有法差別相違因者、如即此因、即於前宗有法差別作有緣性といへり、然るに此の文につきて、古來本作法家別作法家の争あり、前に擧げたる、神は物にあらざるべし等の例の如きは、須臾く本作法家の意によりしなり、蓋し是れ本文を二様に讀み得るより生じたるものにて、一は、即ち此の因を、即ち前の宗に於てするが如く、有法が差別の作有緣性なり」と讀むものにして、其の意は、此の有法差別相違なるものは、立者が立てたる宗前陳の曖昧語の中に含まれたる、樂爲所立と、不樂爲所立との二等の意許差別あるより起るものにして、前の有法自相相違因の例に於ける、有性は實にあらざるべしといへる宗の前陳には、作有緣性と、作非有緣性との

二の意許差別ありて、其中、立者の樂爲所立は作有縁性にありと解するものにして、此の義によるときは、作有縁性なるものは、畢竟立者の公言せざる、即ち言陳にあらざる有法の差別なれば必ずしも作有縁性の言を宗法に顯はすの要なく、唯立場は前の有法自相相違因と同一にて然るべきものなりといふにあり、故に

有性は實にあらざるべし(宗)

一實を有するが故に(因)

同異性の如し(喩)

と、前と同一の論式を立つるものにして、其の作法の本とのまゝなるが故、本作法といふなり、然るに第二の別作法家は之に反して、即ち此の因を、即ち前宗の有法が差別たる、作有縁性に於てするが如しと讀むものにして、其の意は、一實を有するが故に、の因を以て、宗の有法の差別なる、作有縁性の語に對せしむるが、有法差別相違因なりとの義なり、故に此の意に従ふときは、作有縁の語を、宗法に顯はし、前の有法自相相違因とは、別の作法を立てざるべからずとなり、故に、

有性は作有縁性なるべし(宗)

一實を有するが故に(因)

同異性の如し(喩)

といふが別作法家の論式なり、これにつき古來種々の論難ありて、互に執るところあれども、今は要なきが故に述べず、作有縁性とは、縁を有する性となるの義にして、吾人の心に縁せらるゝもの、吾人の心作用を惹起せしむるものをいふなり、例へば客觀の物體は皆是なり、今有性は作有縁性とは、勝論は六句義總べて實體ありて、吾人の心作用を惹起せしむるものとするが故、斯くいふなり、

斯くの如く、本作法、別作法の争ありといへども、今は須臾らく本作法によりて解すべし、本作法によれば、宗の有性は實にあらざるべしといへる、其の前陳、即ち有法の有性なる曖昧語の裏面には、作大有有縁性と、作非大有有縁性と、の二等の意許差別ありて、立者の目的は、作大有有縁性なるものを立せんとするにありて、有性が實にあらざることを主張せんとの本意には、あらず、作大有有縁性とは、大有は有と縁せらるゝ性たりと訓ず、即ち大有は實躰ありて、心のために有りと縁せられ、大有が心作用を惹起するの義なり、但し此の訓讀に、四種の異説あれども、今姑らく之によ

るなり、作非大有有緣性は之に反す、可知、されば彼の論式は、表面上無瑕なりといへども、樂爲所立より見るときは、其の同喩の同異性は異品となるべし、何となれば、同異性が實體ありて作有緣性なるも、之がために大有性も、必ず作有緣性ならざるべからざるの理なければなり、果して然らば、一實を有するが故に、異品の同異性は作有緣性なりとすれば、大有は反て作有緣性にあらざるべし、故に「論」に云く、亦能成立與此相違作非有緣性、如遮實等俱決定故、と、其の能違の量に云く、

有性は作有緣性にあらざるべし(宗)

一實を有するが故に(因)

同異性の如し(喩)

第四節 喩の過失

一 總論

喩に十種の過失あり、前五は同喩の過失にして、後五は異喩の過失なり、然るに此の喩の十過なるものは、因の十四過に比するに、全く其の性質を異にするものなる

ことを知らざるべからず、何となれば、因の過失は、悉く三相門に屬するものにして、第一相を缺けるものは四不成となり、第二相、第三相の一を缺けるものは六不定となり、後二相共に缺ける者は四相違となるものにして、之を要するに、凡そ過失に義少缺、少相缺の二種を分ちて、因の過失は、専ら其の少相缺に屬する者なりとす一八九頁參照、然るに喩の十過は、全く之に反し、義少缺に屬するものにして、三相門によりて、因の完否を検し、少相の過失なきを見、然る後更に、三支門に就きて、言語上に過失なきや否やを検せんがために要するところなり、蓋し少相缺の中に於て、後二相を缺きたるものは、喩に於ても亦必ず過失あるを免れざるものなり、故に若し少相缺あるものは、必ず義少缺あるべきものなれば、此の點よりいへば、少相缺の外に義少缺を數ふるの要なきが如しといへども、義少缺あるものは、必ずしも少相缺あるにあらず、何となれば、道理上一の缺點を見出すべからざるものといへども、言語の詮表の方法不完全なるがために、敵智を惹起せしむること能はずして、反て其因明の本意に反するものなきを保せざればなり、されば喩によりて能く其の範圍を明瞭にし、敵者をして了解首肯せしむること能はず、所謂喩に引用すべき事件あるも之を引用

することなく、或は引用すへがらざる喩を引用すること等の如きあるときは、假令三相門に於て満足すといへども、三支門に於ては、其の過失を免るべからざるに至るなり、これ喩の過失を説明するの要ある所以にして、因の過失と喩の過失は、其の性質の同じからざる所以なりとす、

二 能立不成

喩の前五過、即ち同喩の五過中、第一は能立不成なり、能立とは三支の中、第二の因に名づけたり、蓋し因は宗を成立するものにして、宗は所立なり、因は正しく能立なればなり、然るに喩の中につきて、同喩なるものは、もと第二段の因が、宗を成立するにつきて、之を助成し、其の結果を全からしむるものなり、然るに若し同喩にして、能く因を助成すること能はざるが如きことあらば、これ能立をして、其の効果を圓滿ならしむること能はざるものにして、之を名づけて能立不成の過失とはいふなり、蓋し因の能立を助成すること能はざるの義なり、

凡そ喩なるものは、前に述べたるが如く、所見の邊と、未所見の邊とを和合するものにして、丙なるが故に、との既知の事件よりして、甲は乙なり、との未知を證明する

ものなれば、喩として、いゝ等の如しと擧げられたるときは、いゝの中には、乙と丙との二件を具せざるべからざるは論を俟たずとす、されば同喩にありても、人は死すべし、生物なるが故にといへる論式に於て、若し、大等の如しと擧喩するときは、大なるものゝ中には、死と生物との二條件を含有すべきものにて、其の死は宗同品なり、其の生物は因同品なり、されば喩には必ず宗同品、因同品の二條件を具備せざるべからざるものとす、一四一頁、一四四頁以下参照然るに、若し今單に宗同品のみを具して、因同品を具備せざることありとせんか、

人は死すべし(宗)

動物なるが故に(因)

草木の如し(喩)

といふが如き、草木の死することは勿論なれば、宗同品を具へたりとせん、然るに草木は動物にあらざるが故、こは因同品を缺けるものなること論なし、然らば喩體を完備して、此に

諸動物なるものは總べて死すべし

草木等の如し

といふの理となるべし、縱令草木の死すること確實なりとするも、草木死するが故に、動物は死すべしとの證明とはならざるなり、更に他の一例を出さば、

甲某は日本人なり(宗)

東京人なるが故に(因)

總べて東京人は日本人なりと見よ

地方人の如し

(喩)

といふも前と同一なり斯くの如きは皆道理上に於て敢て缺點あるにあらず、因相に於て誤謬あるにあらず、事實に恰當して、疑ふに足らざるものなりといへども、三支門言語の上に於て、引喩の方法宜しきを得ざるがため、終に能立の不成を致したるものなることを知るべし。

『入正理論』に擧げたる例によりて之を一言せば、云く、能立法不成者、如説

聲常(宗)

無質礙故(因)

諸無質礙 見彼是常
猶如極微 (喩)

といへり、これ聲論師が勝論に對し、聲の常住を主張せんとしたるに擬したるものなり、蓋し聲の無質礙なることは、勿論聲勝兩宗の許容するところなれば、之を因とし、宗を成せんとするものならん、然るに其の因相に於ては、敢て缺なきに似たりといへども、喩に於て極微を以て同品となしたるがため、全く宗をして成立せしむること能はず、因の能立を不成ならしむることとなりしなり、何となれば極微の常住なることは、聲勝兩宗の許すところなれば、宗同品に於ては、不可なきが如しといへども、極微は固より有質礙のものにして、無質礙のものにあらざるが故、因同品を缺き、之がため無質礙なるものは常住なりとの義を成せずして、反て有質礙なるものを常住なりと證明したるが如き觀を呈するに至りたるなり、但し右の論式上よりいふときは、無質礙なる心心所の如き異品が、因の同法となるが故、無礙の因轉ずることとなり、同品無異品有の因の過失となるものなれども、今は専ら喩のみにつきていふことゝ知るべし、されば同じ『論』の文に、又、然彼極微所成立法常性是有能

成立法、無質礙、無以諸極微質礙性故といへり。

然るに宗を成ずるところの所謂能立の因には、四不成の過失あり、されば喩も因と同じく(間接なれども)宗を成ずるものなれば、四不成あるべし、何ぞ一の能立不成に限るや、此に能立不成といふは、即ち兩俱能立不成なり、曰く、義に約していはば、また四不成ありといふも可なるのみ、只今は特に開いて之を示さざるものともいふべし、故に兩俱能立不成、隨一能立不成、猶豫能立不成、所依能立不成の四種を分別することを得ざるにあらず、今「大疏」及び「瑞源記」等によりて之を左に示さんか。

先づ兩俱能立不成に二あり。

一、兩俱全分能立不成……論の例の如し極微は立敵共に有質礙と許すが故に兩俱全分なり

二、兩俱一分能立不成……前例に喩を極微虚空等の如しといはんが如し

次に隨一能立不成は、聲論師が佛弟子に對し、

聲は常なるべし(宗) 無質礙の故に(因) 業の如し(喩)佛敎は業の全分無碍と許さず

といへり但し聲常の宗も佛敎に許さざれば宗既之に四あり

一、自、全分隨一能立不成……小乘對極微之色、定離眼識(宗) 心等變(因) 如眼根(喩)

二、自一分隨一能立不成……前例に所知性を加へて因とす

三、他全分隨一能立不成……佛對極微無常(宗) 有質礙(因) 如業(喩)

四、他一分隨一能立不成……同例に所知性を加へて因とす

猶豫能立不成につき「大疏」には(一)因、猶豫、非喩、能立、(二)喩、能立、非因、猶豫、(三)俱猶豫、

(四)俱不猶豫との四句分別をなし、後一を正とし、前三を不正となしたり、故に今は前三につきていふことゝ知るべし、(但し第一につきては多少の論あれども省略す)

扱て此の猶豫不成に六あり、一は兩俱全分能立猶豫不成、二は兩俱一分能立猶豫不成、三は自全分能立猶豫不成、四は自一分隨一能立猶豫不成、五は他全分隨一能立

猶豫不成、六は他一分隨一能立猶豫不成なり、引例は煩はしきが故、之を略す

次に能立所依不成につきては、多少の論あり、或は因の宗を成じたる上は、所依(宗)

既に無なりといふべからず、所依不成の下故に喩に於て別に能立所依不成あるべからずといふものあり、「大疏」は所依不成を立つるものにして、因の所依につきてま

た少しく辨すべきことあれども、今は之を省くべし。

三 所立不成

第二章 似能立

前五過の第二は所立不成なり、所立不成とは所立は即ち宗の後陳を指すなり、前に述べたる能立不成の過失は、因に具すべき宗同品、因同品二者の中に就きて、宗同品を具して、因同品を缺けるものなり、然るに今此の所立不成は、之に反して、因同品を具して、宗同品を缺けるがため、因を助成して宗の所立を成ずること能はざる過失を指すなり、例へば、

某甲は東京人なり(宗)

日本人なるが故に(因)

地方人の如し(喩)

といへるが如し、此の論式に於ては、日本人民といへる因同品は喩中に具へたりといへども、東京人といへる宗同品は固より之を缺少せり、故に隨て

凡べて日本人は皆東京人なりと見よ

地方人の如し

といへる順序となるが故、合作法の上に於て、某甲は地方人の如く、日本人なるが故に東京人なりとの道理は、萬々出て來ること能はず、これ即ち所立不成の過失な

るものなりとす(此の論式は因にも不定の過失あり、合作法をなし得ざり、
るものなり、されば事理二喩に過失あるを知るべし)

『入正理論』には下の如き例を出したり、云く、所立法不成者、謂説如覺(ソレト)といへり、こは特に喩のみを擧げたるものなれども、精しくいへば左の如きものなり、聲論が勝論に對して聲常を主張するに擬す)

聲は常なるべし(宗)

無質礙なるが故に(因)

諸無質礙なるものは皆常なりと見よ

覺の如し

(喩)

といふ論式に於て、覺なるものは、心所法なれば固より無形無質礙なることは、誰人も之を許すべしといへども、而かも其の無常なるものなることも、亦誰人も異論なきところにして、立敵同許のことなりとす、然るに今覺なる喩に對し、因同品は無質礙にして、宗同品は常住なるときは、因同品は之を具せるも、宗同品は之を具せざるがため、宗の成立を許さざるに至るが如し、故に『論』の文には、然一切覺能成立法無質礙有、所成立法常住性無以一切覺皆無常故(ナルチニ)といへり、此の所立不成にも、亦前

の能立不成に準ずるに、因の四不成に等しく、四種の分別あるべし、前に照して可知

四 俱不成

同喩五過、第三は俱不成なり、俱不成は能立不成、所立不成の二過を合有するものなり、「入正理論」に云く、俱不成者、復有二種、有及非有と、有の俱不成と無の俱不成との二種ある中、有の俱不成とは、喩に引用せる事物の存在は、立敵同許にして、但し其事物に、宗同、因同の二件を缺けるものを指す、宗同を缺けば所立不成、因同を缺けば能立不成、今は二を缺く、論の例に云く、聲は常なるべし(宗、聲對)

無質碍なるが故に(因)

瓶の如し(喩)

瓶は常にあらず、又無質碍にあらず、可知、但し瓶は、其の存在は誰人も許すなり、之を喩依ありとはいふなり、然るに無の俱不成とは、之に反して喩依なきものにして、例へば虚空の存在を許さざる(經量部の)無空論に對し、聲論師が、前の宗因を立て、喩に「虚空の如し」といはゞ、これ無の俱不成なりといへり、又他の例を示さば、某甲は日本人なり(宗)、東京なるが故に(因)、歐米の如し」といはゞ、有の俱不成なるべく、イエスは

敬重すべし(宗)、救世主なるが故に(因)、獨一眞神の如し(喩)といはゞ、無の俱不成なり、獨一眞神は敵者の始めより存在を許さざるものなればなり、前に準じて之を分別するに左の如し、但し例は之を省く)

- (一) 宗因俱有體、無俱不成
- (二) 宗因無體有、俱不成
- (三) 宗因有體有、俱不成
- (四) 宗因無體無、俱不成

而して、またこれに兩俱隨一、猶豫及び所依不成あり、更に自他、其の分別あり、全分一分の分別ありといへども、今煩を厭ひて詳述せず、

五 無合

同喩五過の中、前三過は事喩に關し、後二は理喩に關す、其の理喩の過失、後二の一は無合なり、無合とは合作法を提出せざるもの、謂にして、

- 甲は乙なり(第一段)
- 丙なるが故に(第二段)

聲は無常なるべし
所作性なるが故に

諸丙なるものは皆乙なりと見よ(第三段) 諸所作性なるものは無常也と見よ
いろ等の如し(第四段) 瓶等の如し

の論式に於て、第三段を缺けるもの即ち是なり、蓋し前に述べたる如く、具陳略陳等の別ありて、必ずしも第三段を具すべきにはあらずといへども、若し敵者にして、第四段の事喩のみにては、到底第三段の脉絡を解せざるときに於て、合作法を略するが故に之を過失に數ふるなり、故に敵者にして、合作なきも、能く立者の意を了するときは、必ずしも第三段なきも過失とすべからざるは、勿論なり、何となれば、悟他の用に於て缺くるところなければなり、「入正理論」に云く、無合者、謂於是處(即ち同喩の處)無有配合、但於瓶等、雙現能立所立二法、如言於瓶見所作性及無常性、と前例を見るべし

六 倒合

倒合とは轉倒せる合作法の義なり、凡そ合作法にありては、前に屢示したるが如く、先因後宗を以て一定の法となすべきこと勿論なり、然るに之に反して、先宗後因となすときは、やがて倒合の過失に陥るべし、例へば、

甲は乙なり

丙なるが故に

諸乙なるものは皆丙なり

いろの如し

人は死すへし

動物なるが故に

凡て死するものは皆動物なり

犬等の如し

右の論式は圖示すれば左の如し



(一) 前の例を見るべし



(二) 人は死すべし 生物なるが故に 凡て死するものは生物なり 犬等の如し

故に第二の場合に於ては、丙なるものは皆乙なりといふべきも、第一の場合に於ては、丙なるものは皆乙なりといふべからざるに至るべし、加之、此くの如き論式は、因明の既知より未知を知るの法則に反するものにして、未知の宗を先にし、未知より既知に及ぼす轉倒の論式となるべきなり、「入正理論」に云く、倒合者、謂應說言諸所作者皆是無常、而倒說言諸無常者皆是所作、とこれなり、

七 所立不遣

喩過十の中前五は同喩、後五は異喩なり、異喩の中第一を所立不遣とす、「入正理論」には「所立不遣者、且如、有言、諸無常者、見彼質礙、譬如極微、由於極微、所立法常住不遣、彼立極微、是常住、故能成立法、無質礙無」と、即ち所立とは宗の謂なり、不遣とは遮遣せざるの義なり、異喩は同喩と反して、凡て宗の後陳と因とに無關係なるものなるを要し、之によりて其の同喩の範圍外にありて、其の限界を明にするものにて、異喩の此の作用を遮遣といふなり、然るに異喩にして遮遣すること能はず、其の所立の宗に關係するときは、全く所立遮遣の効力を失ふに至るべし、之を所立不遣といふなり、

聲は常なるべし(宗)

無質礙なるが故に(因)

諸無質礙なるものは皆常なりと見よ 虚空の如し(同)

諸無常なるものは彼れ質礙と見よ 極微の如し(異)

といふが如しとなり、何となれば極微は常住なりと立つるものなればなり、これ

は聲論が勝論に對する立場に擬したるものと知るべし、

某甲は日本人なり(宗)

東京人なるが故に(因)

地方人民の如し(異喩)

といふも同一理なり、之を分別するに、兩俱、隨一、猶豫、無依、不遣の四句あり、之にまた自他、共一分、全分の分別あるべし、今一々述べず、

八 能立不遣

「入正理論」には「能立不遣者、謂說如業、但遣所立、不遣能立、彼說諸業、無質礙故」といへり、宗は所立なり、因は之を成立するところの所謂能立なり、異喩にして因に關係し、能立遮遣の効力を缺くとき、之を能立不遣と名づくるなり、即ち、

聲は常なるべし(宗)

無質礙なるが故に(因)

業の如し(異)

と説くが如き是なり、何となれば業は無質礙なるものとは、聲勝二論の共に許す

ところなればなり、

某甲は東京人なり(宗)

日本人なるが故に(因)

地方人の如し(異)

といふも同一理なり、

九 俱不遣

俱不遣とは、所立不遣と能立不遣とを共に有する過失の立量なり、即ち異喩の宗後陳と、因との兩者に關係して、兩者を遮遣するの効力なきものなり、「入正理論」の文には、「俱不遣者、對彼有論、說如虛空、由彼虛空不遣常住、無質碍故、以說虛空是常住故、無質碍故」といへり、有論とは薩婆多の有宗なり、聲論が彼の薩婆多に對して、

聲は常なるべし(宗)

無質碍なるが故に(因)

虛空の如し(喩)

といはゞ、これ俱不遣なること勿論なり、何となれば、虛空は常住にして無質碍な

りとするば、立敵共許なればなり、他の一例を擧ぐれば、

某甲は日本人なり(宗)

東京人なるが故に(因)

武藏國の人の如し(異)

十 不離

異喩に關する過失の中、前三は事喩に關し、後二は理喩に關するなり、理喩の過失の第一は不離、第二は倒離なり、今先づ不離を述べべし、

不離とは前に述べたる同喩の過失に無合あるが如く、異喩に離作なきものなり、而して其の此の過失をおく所以は、無合の下に説きしと同一の理にて、悟他の目的を達する能はざるが故にして、若し理喩を説かず、事喩のみにて悟他の用を全うするを得るときは、必ずしも理喩を述べず、離作法なきも、過失にあらざること論を俟たず、「入正理論」には、「不離者、謂說如瓶、見無常性、有質碍性」といへり、即ち聲論が勝論に對して、

聲は常なるべし(宗)

無質碍なるが故に(因)

諸無質碍なるものは皆常なり 虚空の如し(同)

諸無常なるものは皆質碍なり 瓶等の如し(異)

といふべきを諸無常なるものは皆質は碍なりとの離作法を除けるときは、不離の過失となるなり、但し具陳、略陳の理あれば、必ずしも拘泥すべからず、

十一 倒離

異喩の過失に倒離あるは、なほ同喩の過失に倒合あるが如し、「入正理論」には、倒離者如説言諸質碍者皆無常といへり蓋し異喩にありては、同喩と正反にて、離作法の規則は、必ず先宗後因ならざるべからず、然るに之に反して、同喩と同じく、前因後宗となすときは、倒離の過失に陥るものとす、聲論が勝論に對して、

聲は常なるべし(宗)

無質碍なるが故に(因)

凡て無常なるものは皆質碍なりと見よ 瓶等の如し(異)

といふべきを異喩を以て、

凡て質碍あらんものは皆無常なりと見よ

と離作法を立てなば、倒離の過失なり、即ち

人は死すべし(宗)

動物なるが故に(因)

凡て動物ならざるものは死せず(異理)

とといふが如し、凡て死せざるものは動物にあらずといはゞ正なるべきなり、

十二 結論

以上過失の大要は略ぼ之を終れり、然れども既に述べたるが如く、其過失の數は宗に九因に十四喩に十總計卅三過にして、之を細別すれば、全分一分の分別、自他、共の分別等ありて、「大疏」には之を細別すれば、實に二千三百四種の四句あり、四句の數に二千三百四あるが故に、二千三百四の四倍即ち九千二百十六の過失となるなり、されども斯くの如きは眞に理論に止まり、實際に益なきものにして、必ずしも細説するを要せざるものとす、

* * * * *

以上已に眞能立似能立を終れり、困明學は殆んど此の二大部門にて其の講述を終れるものとす、但しなほ眞能破似能破以下の諸部門あれども、斯くの如きは前二部門に通ずるときは自ら明瞭に至るべきものにて、慈恩の「大疏」の如きも、全部六卷の中、前五卷半は此の二部門を説明するものにして、最後の半卷を以て眞能破以下の六門に充てたり、されば余は困明學は全部を八大部門に分つといへるも、實は眞能破、眞似現比量につきては、殆んど之を述ぶるの要を見ず、故に總べて之を略し、以て本講述の終結とすべし。

大正七年九月十日 印刷
大正七年九月十四日 發行



定價金壹圓七十錢

著者	村 上 專 精
著者	境 野 哲
發行者	高 島 大 圓
印刷者	佐 久 間 衡 治
印刷所	英 舍

東京市小石川區原町六番地
東京市京橋區西紺屋町二十七番地
東京市京橋區西紺屋町二十七番地

發行所

東京市小石川區原町六番地
電話小石川一八八番
振替口座東京一五六八六番

丙午出版社

1997

終

